



令和8年度版

ともに歩む

－ 障がい福祉ガイドブック －



紫 波 町



目 次

障がい程度別・該当制度早見表		1
1 相談窓口		3
2 手帳		9
3 年金・手当		11
4 医療		19
5 日常生活の援助		26
6 障害福祉サービス等		41
7 運賃等の割引・軽減		45
8 その他の支援		53
9 障がい者団体の活動		55
参考資料		58

障がい程度別・該当制度早見表

○⇒該当 △⇒一部該当

制度によって制限や条件があり、利用できない場合がありますので詳しくは問い合わせ先にてご確認ください。

種別・等級		制 度	年金・手当等										医療					日常生活の援助																	
			障害基礎年金（国民年金）	障害厚生年金（厚生年金）	特別障害給付金（国民年金）	障害手当金（厚生年金）	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	家族介護慰労手当	児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	自動車事故被害者の支援制度	更生医療（自立支援医療）	育成医療（自立支援医療）	精神通院医療（自立支援医療）	重度心身障害者等医療費の助成	ひとり親家庭医療費助成	難病医療費助成（指定難病）	補装具費の支給（購入・修理等）	日常生活用具の給付	福祉タクシー事業（助成券）	おでかけ支援サービス	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費の助成	ひとにやさしい駐車場利用証制度	自動車運転免許の取得等の相談	スパイクタイヤ禁止の対象除外	駐車禁止の対象除外	住宅改造費の助成	酸素濃縮器使用助成	訪問入浴支援サービス	日中一時支援事業	医療的ケア児在宅レスパイト事業	
身体障害者手帳	視覚	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△		○	○		○	○	○					○	○		○	△			○	△
		2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△		○	○		○	○	○					○	○		○	△			○	△	
		3	△	△	△	△			△			○	△	△		○			○	△						○	○		○	△			○	△	
		4				△							△	△					○	△						○	○		△				○	△	
		5				△							△	△					○	△						○	○						○	△	
		6				△							△	△					○	△						○	○						○	△	
	聴覚・平衡	2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		△	△		○	○		○	○	○		○		○	○		△	△			○	△	
		3	△	△	△	△			△			○		△	△		○			○	△			○		○	○		△	△			○	△	
		4	△	△	△	△							△	△					○	△			○		△	○						○	△		
		5	△	△	△	△							△	△					○	△					△	○						○	△		
		6				△							△	△					○	△						○						○	△		
	音声	3	△	△	△	△			△			○	△	△	△		○			○	○			○			○			△			○	△	
		4	△			△							△	△						○				○		○							○	△	
	肢体	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△		○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○		△	○	△
		2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△		○	○		○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○		△	○	△
		3	△	△	△	△			△			○	△	△	△		○			○	△		△	○	△	△	○	○	△	○			○	△	
		4	△	△	△	△			△				△	△						○	△		△	○	△	△	○	○	△				○	△	
		5				△							△	△						○	△		△			△	○	○	△				○	△	
		6				△							△	△						○	△		△			△	○	○	△				○	△	
	内部	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△		○	○		△	△	○		○		○	○	○	○	△			○	△	
		2	△	△	△	△			△	△	△	○	△	△	△		○	○		△	△	○		○		○	○	○	○	△			○	△	
		3	△	△	△	△			△			○	△	△	△		○			△	△			○		○	○	○	○	△			○	△	
		4				△							△	△						△	△			○		○	○	○	△		△		○	△	
療育手帳	A	△				△	△	△	△	△	○				△	○				○	○		○		○	○		○				○	△		
	B	△						△			○				△						○		○		○							○	△		
福祉保健手帳	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△			○	△	△			△	○				○	○		○				○	△		
	2	△	△	△	△			△			○	△			○					△	○				○							○	△		
	3	△	△	△	△						△	△			○										○							○	△		
難病患者		△	△	△	△	△	△	△	△	△								○	○	△						○							△		
ページ		11	11	12	12	13	14	15	15	16	17	18	19	19	20	20	21	22	26	27	28	28	29	29	30	31	31	31	32	33	33	34	34		

○⇒該当 △⇒一部該当

制度によって制限や条件があり、利用できない場合がありますので詳しくは問い合わせ先にてご確認ください。

種別・等級		制 度	日常生活の援助											障害福祉サービス等	運賃等の割引・軽減																		その他				
			意思疎通支援事業	生活福祉資金の貸付け	日常生活自立支援事業	車いすの貸出し	町営住宅への入居（選考基準への反映）	選挙における投票	点字・録音図書の貸出し等	電話番号無料案内（ふれあい案内）	ファックス・メール110番	福祉声の便り（声の広報）	視覚障がい者用はがき発売		はがきの無料配布	ヘルプマークの配布	鉄道運賃の割引（JR）	国内航空運賃の割引	県内路線バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHKテレビ受信料の減免	携帯電話料金の割引	自動車税・軽自動車税の減免	所得税・住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	贈与税の非課税	障害者等のマル優（非課税貯蓄）	おむつ費用の医療費控除	ストマ器具の医療費控除	点字郵便料金の減免	聴覚障がい者用・点字ゆうパック	ききよう荘利用料の割引	避難行動要支援者の登録	成年後見制度	住民検診料金の免除
身体障 害者手帳	視 覚	1	○			○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○			○		○	○		○		
		2	○			○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○			○		○	○		○		
		3	○			○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○			○		○			○		
		4	○			○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○			○		○					
		5	○					○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○			○		○					
		6	○					○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○			○		○					
	聴 覚・平 衡	2	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○				△	○	△		○		
		3	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○				△	○			○		
		4	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○			△	○						
		5	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○			△	○						
		6	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○				△	○					
	音 声	3	○	○		○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	○					○			○		
		4	○	○		○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○		○					○					
	肢 体	1	○		△	○	△		△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	△				○	○		○		
		2	○		△	○	△		△			○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	△				○	○		○		
		3	○		△	○						○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	△				○			○		
		4	○		△	○						○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○	△				○					
		5	○		△							○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○	△				○					
		6	○		△							○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○	△				○					
	内 部	1	○			○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○		△			○			○		
		2	○			○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○		△			○			○		
		3	○			○	△						○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○		△			○			○		
		4	○			○							○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○	△				○					
療育手帳	A		○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○					○	○	○	○			
	B		○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○		△	○		○	○	△	○					○		○	○			
福祉保健手帳	1		○	○		○					○	○	○	○	△	△				△	○	○	○	○	△	○					○		○	○			
	2		○	○		○					○	○	○	△	△					△	○		○	○	△	○					○		○	○			
	3		○	○		○					○	○	○	△	△					△	○		○	○	△	○					○		○	○			
難病患者		△	○	△	△							○	○								○						△	△									
ページ		35	35	36	36	36	37	38	38	39	39	39	40	40	41	45	45	46	46	46	46	47	48	48	49	50	50	50	50	51	51	52	52	52	53	53	54

1. 相談窓口

紫波町役場 〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

■健康福祉課 福祉係（役場庁舎1階）

☎（代表）672-2111

FAX（代表）672-2311

●身体・知的・精神障がい者福祉の相談窓口として、下記の相談に応じています。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②特別障害者手当、障害児福祉手当、家族介護慰労手当
- ③障害福祉サービス、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、補装具費 など
- ④障害者日常生活用具の給付、日中一時事業の利用、手話通訳者等の派遣 など
- ⑤福祉タクシー事業、やさしい住まいづくり事業補助金（重度障害者・高齢者の住宅改修）
- ⑥有料道路通行料金割引手続き、NHK放送受信料の減免手続き など

▼相談方法……電話、または来庁してご相談ください。

■健康福祉課 健康係・成人保健係

こども家庭センター：母子保健係・児童家庭係

（役場庁舎1階）☎（代表）672-2111

FAX（代表）672-2311

●予防接種、特定健康診査（40～74歳の国民健康保険加入者）、がん検診、妊産婦及び子育て家庭の相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来庁してご相談ください。

■こども課 子育て支援係（役場庁舎3階）

☎（代表）672-2111

FAX（直通）672-1553

●特別児童扶養手当や児童扶養手当、児童手当等の相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来庁してご相談ください。

■長寿介護課 高齢者支援係（紫波町地域包括支援センター）（役場庁舎1階）

☎（直通）671-1101

FAX（直通）672-4349

●介護保険、高齢者に係る福祉全般に関する相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来庁してご相談ください。

■町民課 医療保険係・給付年金係（役場庁舎1階）

☎（代表）672-2111

FAX（代表）672-2311

●国民健康保険、後期高齢者医療、重度障害者等の医療費助成、国民年金法による障害基礎年金の相談に応じています。

なお、厚生年金加入時に障害になった方の障害厚生年金については、日本年金機構・盛岡年金事務所へお問い合わせください。

（〒020-8511 盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階 電話 623-6211 FAX622-3329）

▼相談方法……電話、または来庁してご相談ください。

■紫波地域障がい者基幹相談支援センター

☎ 601-2805

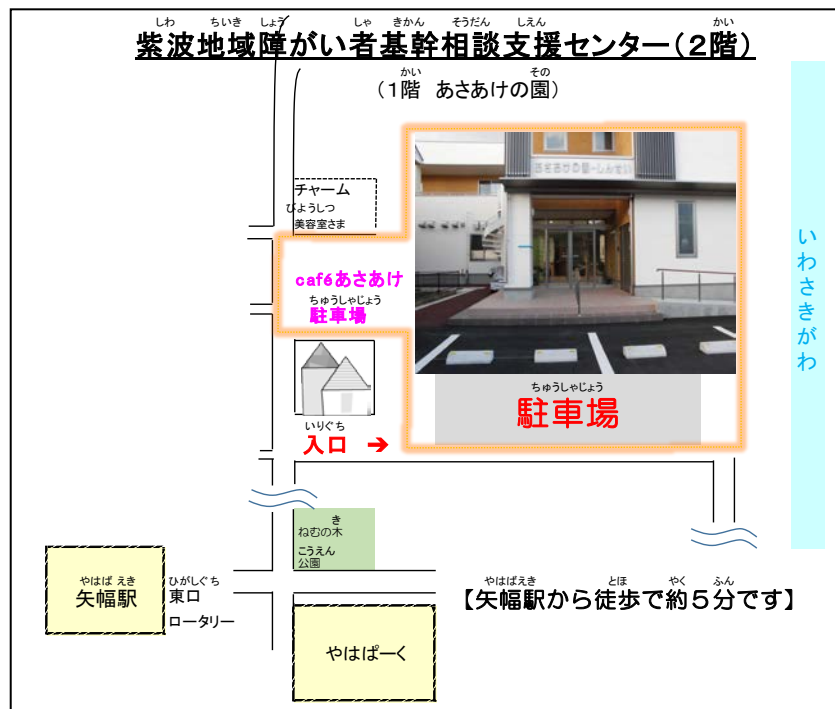
FAX 601-2826

〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田6地割17番地2号

- 紫波町・矢巾町に住んでいる障がいのある方の総合相談窓口です。障害者手帳の有無に関わらず、障がいのある方や家族、関係者からの障がい全般に関する相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください。

★紫波地域障がい者基幹相談支援センター案内図



■障害者相談支援事業所（障害者総合支援法関連）

- 障がい全般に関する相談に応じています。（障がいの種類で相談事業所が異なります）

▼相談方法……電話にてご相談ください。

◆障害者地域生活支援センター しんせい（身体障がい・知的障がい・精神障がいのこと）

☎ 697-3300 FAX 601-2826

〒028-3614 紫波郡矢巾町大字又兵工新田第6-17-2

◆ソーシャルサポートセンター もりおか（主に精神障がいのこと）

☎ 651-6282 FAX 651-6282

〒020-0015 盛岡市本町通1-9-14（内丸メディカルセンターのそば）

■岩手県福祉総合相談センター

〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19番地1

- 福祉に関する一般電話相談、児童虐待・女性のDV・心の健康に関する専門電話相談、及び身体障害者手帳・補装具の診断相談に応じています。

▼利用方法……最初は、電話にてご相談ください。

★ご相談の窓口

項 目	内 容	電 話
児童虐待	子どもを叩いてしまう、叩いているのを見た等	629-9608
子育て全般 (子ども家庭テレフォン)	離婚して子育てできなくなった、発達が遅いよう うだ等	652-4152
療育手帳関係(17歳まで)	手帳の判定・更新	629-9606
療育手帳関係(18歳以上)、 知的障がいの相談	手帳の判定・更新、相談	629-9613
女性に関する相談	離婚、家庭内暴力等	629-9610
身体障がいの相談	相談、手帳、更生医療等	698-2411
心の健康に関する相談	精神疾患、依存症、ひきこもり等	622-6955

★女性のDVに関する専門電話相談

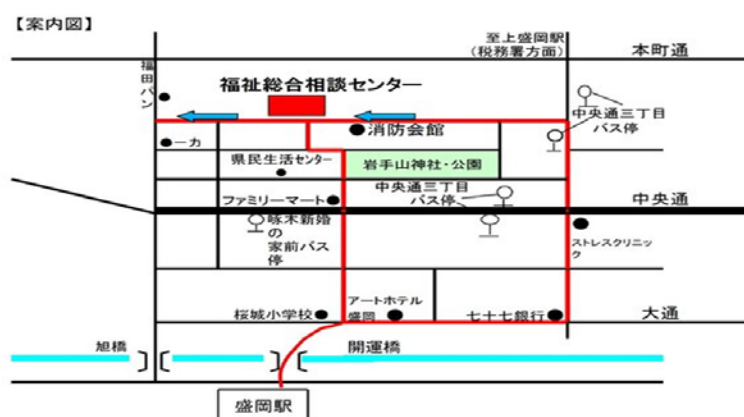
項 目	時 間	直通電話
◇女性相談 ◇DV相談(配偶者からの暴力)	平日 9:00~16:00	

★身体障害者手帳・補装具の診断相談(無料)

科 目	日 時	相 談 内 容
整形外科	随時(嘱託医と調整) 午前	身体障害者手帳診断
耳 鼻 科	毎月第2木曜日 午前	身体障害者手帳診断・補聴器相談

※都合により日程が変更する場合がありますので、電話で事前に確認が必要です。(要予約)
受付時間は9時00分~9時30分、開催時間は10時00分~12時までです。

★岩手県福祉総合相談センター案内図



■岩手県立療育センター

〒028-3609 矢巾町医大通り三丁目1番3号 ☎ 601-2777 (代表)

- 在宅の重症心身障がい児(者)、知的・身体障がい児の医療、教育、福祉の総合的な療育に関する相談に応じます。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください(来所の場合は事前にご連絡ください)。

■岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」

☎ 601-3203（相談専用） FAX 601-2826（相談支援部専用）

〒028-3609 矢巾町医大通り三丁目1番3号

- アスペルガー症候群、自閉症、ADHD（注意欠如多動障がい）、LD（学習障がい）等の発達障がいのある方、ご家族、関係機関に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携し生活に関する様々な相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください（来所の場合は要予約）。

■岩手県障がい者110番相談室

☎ 639-6533（110番相談専用電話） メール soudan110@iwashin.or.jp

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 岩手県障がい者社会参加推進センター（ふれあいランド岩手内）

- 年間を通じて、障がい児・者に関する日常生活の相談に応じています。法律や人権に関する専門相談には、弁護士（月1回無料相談）が応じています。

▼相談方法

- ①電話相談……専門相談員の電話による相談です（メールでの相談も可）。随時受付。
- ②来室相談……電話で事前予約の上、面接相談を行います。
- ③弁護士相談……需要に応じて巡回相談を設け、弁護士・専門相談員等が相談に応じます。（消費者被害、サラ金、相続、成年後見等の法律相談、いじめ、差別、虐待等の人権問題）

★相談実施日

相 談 種 類	日 時
来室相談（要予約）	月～水・金曜 10時～15時（第3金曜除く） 第3土曜 10時～15時 木曜 15時～18時
弁護士相談（予約優先）	毎月第2火曜日 10時～15時（原則）

■岩手県難病相談支援センター（難病110番）

☎ 614-0711（110番相談専用電話） メール iwanan@io.ocn.ne.jp

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内

- 難病患者・家族の日常生活、医療や就労に関する相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください（来所の場合は要予約）。

■いわてリハビリテーションセンター（高次脳機能障がい相談）

〒020-0503 雫石町七ツ森16-243 ☎ 692-5800（内線174）

- 高次脳機能障がいに関する相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください（来所の場合は事前にご連絡ください）。

■岩手県精神科救急情報センター

☎ 624-6791

※365日24時間受付

- 精神科救急を受診しようと考えたときの電話相談を24時間受付け、必要に応じ助言・紹介を行います。

▼相談方法……上記に連絡してください（かかりつけ医がいる場合は、まずはそちらにご相談ください）。

■ハローワーク盛岡（盛岡公共職業安定所）

〒020-0024 盛岡市紺屋町7-26 ☎ 651-8811 FAX 654-9305

●障がい者の求職や職業訓練、雇用保険の失業等給付、各種助成制度などの相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください。

■岩手障害者職業センター

〒020-0133 盛岡市青山四丁目12-30 ☎ 646-4117 FAX 646-6860

●障がい者や事業主に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就労に向けての相談、職業能力等の評価、就業前の支援から、就業後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

▼相談方法……相談は予約制のため、あらかじめ電話かFAXにて連絡してください。

■盛岡広域障害者就業・生活支援センター

〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19-1 ☎ 605-8822 FAX 605-8823

●盛岡広域圏に居住する障がいがある方を対象に、就業面の支援や就業に伴う生活に関する支援を一体的に行います。

▼相談方法……来所相談（要電話予約） ※具体的な支援の実施に関しては利用登録が必要です。

■紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター）

〒028-3304 紫波町二日町字古館356番地1 ☎ 672-3258 FAX 672-5039

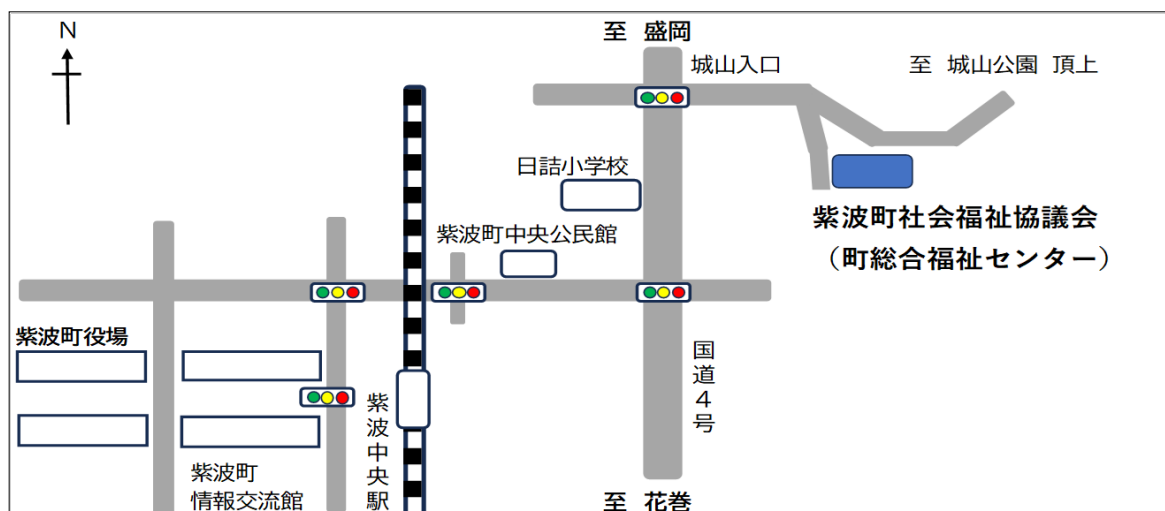
●地域福祉の推進を図ることを目的として組織された社会福祉団体で、共同募金運動や生活福祉資金貸付、リフト付き送迎車両による移送サービス、ボランティア団体による援助活動、福祉団体の育成、くらしの相談など各種の支援、相談業務を行っています。

また、町民が抱える法律問題の解決のため、無料弁護士相談（ふれあい相談）を行っています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください。 ※弁護士相談希望の場合は要予約

▼その他事業…高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の推進のために、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所（ヘルパー事業）、けやき学園、さくら製作所、虹の保育園を運営しています。

★紫波社会福祉協議会 案内図



■介護相談（介護保険関連）

●高齢者にかかる在宅介護のこと、介護保険サービスの利用、介護用品等に関する相談に応じています。

▼相談方法……電話、または来所にてご相談ください。

◆紫波町地域包括支援センター（紫波町長寿介護課高齢者支援係内）

☎ 671-1101 FAX 672-4349

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前2丁目3-1

◆にいやま荘居宅介護支援事業所（特別養護老人ホームにいやま荘内）

☎ 671-1232 FAX 676-5778

〒028-3307 紫波町桜町字三本木46番地1

◆百寿の郷介護保険相談所（特別養護老人ホーム百寿の郷内）

☎ 671-7101 FAX 671-7051

〒028-3453 紫波町土館字関沢24番地1

■地域の相談員

◆民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、一人暮らし高齢者や心身障がい者、生活上の悩みごとや問題を抱えている方の相談にあたる協力者です。町内の定数は81名で、一斉改選（R7.12.1）により厚生労働大臣から委嘱されています。

◆主任児童委員

主任児童委員は、子育てに関する問題を抱える方の相談にあたる協力者です。町内では3名の方が厚生労働大臣から委嘱されています。中学校の学区ごとに1名ずつおり、学校や民生委員・児童委員と連携して活動を行っています。

◆身体障がい・知的障がいの相談員

身体障がい、知的障がいの相談や助言を行う協力者で、町長が委嘱します。

◎身体障害者相談員（3名）

氏 名	住 所	電 話
お 小 川 ゆりこ	紫波町高水寺字中田1 1 3 番地	672-4402
て る 照 井 美代子	// 北日詰字城内1 2 8 番地2	672-4640
も り 森 田 ゆういち	// 彦部字久保94番地1	672-3290

◎知的障害者相談員（2名）

	住 所	電 話
さ さ き 佐々木 さやか	紫波町中島字桜田1 番地5	672-3359
きた だ 北 田 えりこ	// 中島字前郷101番地51	676-2965



2. 手帳

■身体障害者手帳

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

- 医療機関で治療しても身体に障がいが残る方に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。 ※等級別基準については59～61ページに掲載しています。

▼必要書類

必要書類	新規申請	再交付申請		住所変更・死亡等の届出
		程度変更・障害名追加・再認定等	破損・紛失・写真更新	
①身体障害者手帳交付申請書	●			
②身体障害者手帳再交付申請書		●	●	
③指定医の診断書・意見書 ※	●	●		
④写真（たて4cm・よこ3cm）	2枚	1枚	1枚	
⑤マイナンバーカード（個人番号通知カード）	●	●	●	●
⑥これまで使用していた手帳		●	●（紛失を除く）	●
⑦変更届もしくは返還届				●

※手帳申請には、身体障害者福祉法第15条に規定する指定医が作成した診断書・意見書が必要です。

手帳用診断書発行の可否は、治療を受けている医療機関の相談室へご相談ください。

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約1カ月）

▼有効認定……治療途中での申請は有限認定となり、再認定の手続きが必要になります。

■療育手帳

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【判定機関】岩手県福祉総合相談センター

☎629-9613

- 知的障がいがある方に交付される手帳で、障害の程度によってA（重度）、B（中軽度）の区分があります。

▼必要書類

必要書類	新規申請	再交付申請 （破損、紛失等）	住所変更、死亡等の届出
①療育手帳交付申請書	●		
②療育手帳再交付申請書		●	
③写真（たて4cm・よこ3cm）	1枚	1枚	
④これまで使用していた手帳		●（紛失を除く）	●
⑤変更届もしくは返還届			●

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約1カ月）

▼事前判定……新規申請の場合、岩手県福祉総合相談センターで事前判定を受けてください。

判定予約先→岩手県福祉総合相談センター

18歳未満の方：児童相談課 ☎629-9606

18歳以上の方：障がい保健福祉課 ☎629-9613

■精神障害者保健福祉手帳 【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 一定の精神障がいがある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級（最重度）から3級（軽度）までの等級があります。初診日より6ヶ月を経過した日から申請ができます。

▼必要書類

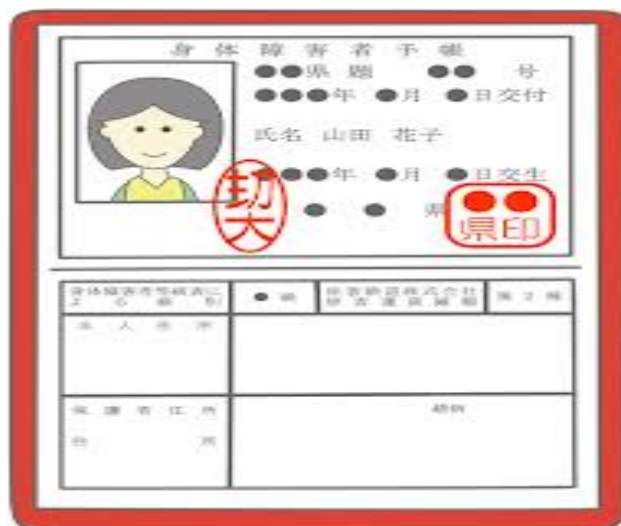
必 要 書 類	新規・更新申請	再交付申請 (破損、紛失等)	住所変更、死亡等の届出
①精神障害者保健福祉手帳申請書	●		
②精神障害者保健福祉手帳再交付申請書		●	
③手帳用診断書 ※	●		
④精神障害を事由とした障害年金証書	● } いずれか		
⑤写真(たて4cm・よこ3cm)	1枚(新規※)	1枚	
⑥マイナンバーカード(個人番号通知カード)	●	●	●
⑦これまで使用していた手帳	●(更新のみ)	●(紛失を除く)	●
⑧変更届もしくは返還届			●

※手帳用診断書発行の可否は、受診している精神科の相談室へご相談ください。

※等級変更等が生じる方は、写真が必要な場合があります。

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約2カ月）

▼有効期限……有効期限は2年で、更新の手続きが必要になります。



3. 年金・手当

■障害基礎年金（国民年金）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所

〒020-8511 盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階 ☎623-6211 FAX622-3329

【問合先】紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

●病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる年金です。

▼要件……（1）障がいの原因となった病気やけがの初診日^{※1}が次のいずれかの期間であること。

①国民年金加入期間

②20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間（ただし、老齢基礎年金を繰り上げ請求をしている人を除きます。）

（2）障害認定日^{※2}または20歳に達したときに、障がいの状態が国民年金の障害等級表に定める1級または2級に該当していること。（障害者手帳の等級とは異なります。）

※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求は65歳前まで）

（3）保険料の納付要件^{※3}を満たしていること。

ただし、20歳前の期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。（本人に一定額以上の所得がある場合や他の公的年金を受けることができる場合は、支給停止になることがあります。）

▼年金額……1級 年額 1,059,125円（令和8年4月改定時点）
2級 年額 847,300円（ // ）

▼子の加算……受給者によって生計を維持されている家族に18歳未満の子がいる場合、または20歳未満で国民年金法に定める1級、2級の障がいがある子がいる場合は、加算があります。

▼支給月……年6回（4、6、8、10、12、2月） ※指定口座へ2ヶ月分をまとめて支給

■障害厚生年金（厚生年金）

【手続き】日本年金機構 盛岡年金事務所

〒020-8511 盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階 ☎623-6211 FAX622-3329

●病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる年金です。

▼要件……（1）厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日^{※1}があること。

（2）障害認定日^{※2}に、障がいの状態が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求）

（3）保険料の納付要件^{※3}を満たしていること。

▼年金額……障がいの程度により1～3級まで分かれており、等級と平均標準報酬月額、被保険者期間の月数などにより算出されます。

※年金受給に該当しない軽い障がいに対しては、一時金として「障害手当金」（12ページ）が支給される場合があります。

▼支給月……年6回（4、6、8、10、12、2月） ※指定口座へ2ヶ月分をまとめて支給

■特別障害給付金（国民年金制度）

【手続き】 日本年金機構 盛岡年金事務所 ☎623-6211 FAX622-3329

【問合先】 紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

- 国民年金へ任意加入していなかった期間内に初診日^{※1}があった場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる給付金です。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。

- ▼要件……（１）平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
（２）昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していない期間に初診日があり、現在障害基礎年金の１級または２級に相当する障がい状態にある人が対象になります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された人に限られます。

- ▼支給額……障害基礎年金１級相当に該当する人 月額 58,650円（令和8年4月改定時点）
障害基礎年金２級相当に該当する人 月額 46,920円（ 〃 ）

- ▼支給制限……（１）本人の所得が一定額以上ある時は、支給額の全額または半額が停止される場合があります。
（２）老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。
（３）特別障害給付金と経過福祉手当を同時に受けることはできません。

- ▼支給月……年６回（４、６、８、１０、１２、２月） ※指定口座へ２ヶ月分をまとめて支給

（補足）かつて国民年金への加入が任意であった時期に学生もしくはサラリーマンの配偶者であった方が、任意加入していない期間に障がいを負った場合は、障害基礎年金などの支給要件を満たすことができないため、特別給付金が給付されます。

■障害手当金（厚生年金制度）

【手続き】 日本年金機構 盛岡年金事務所 ☎623-6211 FAX622-3329

- 障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残った場合、次の要件を満たしているときに受け取ることができる一時金です。なお、受け取ることができるのは１回限りです。

- ▼要件……（１）厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日^{※1}があること
（２）障がいの状態が、次の条件のすべてに該当していること。
① 初診日から５年以内に治っていること（症状が固定）
② 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
③ 障害等級表に定める障がいの状態であること
（３）保険料の納付要件^{※3}を満たしていること。

- ▼手当額……報酬比例額の年金額×2
（1,224,000円に満たないときは1,224,000円）（令和6年4月改定時点）

【用語の解説（11～12ページ）】

初診日（※1）	障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診察を受けた日が初診日となります。
障害認定日（※2）	障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヵ月を過ぎた日、または1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した日）はその日をいいます。
保険料の納付要件（※3）	次のいずれかを満たしていること。 （１）初診日の前日において、初診日がある月の2ヵ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済み期間（厚生年金の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること （２）特例として次のすべてを満たすときは、納付要件を満たします。 ①初診日が令和8年4月1日前にあること ②初診日において65歳未満であること ③初診日の前日において、初診日がある2ヵ月前まで直近1年間に未納がないこと

■特別障害者手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。

▼対 象……障がいの程度が次の表に該当する方

次のアからエまでに定める障がいをもつ在宅の20歳以上の方
ア、次の①から⑦までに定める障がいがある在宅の20歳以上の方
① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
④ 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい をもつもの
⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状 が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならし める程度のもの
⑦ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
イ、上記ア①から⑦までに定める障がいがある1つ存し、かつそれ以外の国民年金2級程度の障がい がある2つ存し、あわせて3つの障がいがある在宅の20歳以上の方
ウ、上記ア③から⑤までに定める身体の機能の障がいがある1つ存し、それが特に重度であるため、 日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の20歳以上の方
エ、上記ア⑥または⑦に定める病状又は精神の障がいがある1つ存し、その状態が絶対安静又は精神 の障がいにあつては日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の20歳 以上の方

▼手 当 額……月額 30,450円（令和8年度改定）

▼支給制限……障がい者本人及び配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合

▼資格喪失……（1）3ヶ月以上病院等に入院したとき
（2）施設に入所したとき

▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、マイナンバーカード（本人・配偶者・扶養
義務者）、戸籍謄本（または戸籍抄本及び世帯全員分の住民票）、所得証明書、年金
証書・年金額改定通知書など前年の年金額の確認できるもの、受給資格者名義の通
帳（郵便局を除く）、印鑑等

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■障害児福祉手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●日常生活に常時介護を要する20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。

▼対 象……障がいの程度が次の表に該当する方

次の①から⑩までに定める障がいをもつ在宅の20歳未満の児童	
①	両眼の視力の和が0.02以下のもの
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
④	両上肢のすべての指を欠くもの
⑤	両下肢の用を全く廃したもの
⑥	両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをもつもの
⑧	前各号に掲げるもののほか、体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨	知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▼手 当 額……月額 16,560円（令和8年度改定）

▼支給制限……障がい児本人及び扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合

▼資格喪失……（1）障がい児本人が20歳に達したとき
（2）障がいの程度が対象外になったとき
（3）障がい児施設に入所したとき（支援学校寄宿舎を除く）

▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、マイナンバーカード（本人・扶養義務者）、戸籍謄本（または戸籍抄本及び世帯全員分の住民票）、所得証明書（扶養義務者）、対象児童名義の通帳（郵便局を除く）、印鑑等

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■特別児童扶養手当

【手続き】紫波町 こども課 子育て支援係 ☎672-2111

●身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を在宅で養育している父母や養育者に支給される手当です。

▼対 象……1級障害 身体障害者手帳1級・2級程度の児童、療育手帳A程度の児童
2級障害 身体障害者手帳3級と4級の一部の児童、療育手帳Bの一部の児童、
または同程度の障がいのある児童

▼支給制限……対象者及びその両親、または養育者の前年の所得が一定額以上の場合

▼資格喪失……対象者が20歳に達したとき、障害児施設に入所したとき（支援学校寄宿舎を除く）

▼手 当 額……1級障害 58,450円（令和8年度改定）
2級障害 38,930円（ // ）

▼支給方法……4、8、11月の各11日（11日が金融機関の休日の場合は直前の営業日）にご指定の口座へ4ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳または療育手帳、診断書、請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳、印鑑及び世帯全員のマイナンバーの分かるもの等

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■家族介護慰労手当

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●常時特別の介護を要する重度障がい者（20歳以上65歳未満）と同居し、在宅で常時介護に従事している方に支給される手当です。

▼対 象……特別障害者手当の対象者と同程度の障がい者を在宅で介護する者

▼支給制限……対象者及び配偶者、または扶養義務者に前年分の所得税が課税されているとき
ただし、重度障がい者が障害基礎年金を受給していないときは制限なし

▼資格喪失……① 障がい者が施設に入所、又は3ヶ月以上病院に入院したとき
② 介護者が介護しなくなったとき
③ 障がい者が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用したとき
④ 65歳未満の障がい者が介護保険サービスを受けたとき

▼手 当 額……月額 7,000円

▼支 給 月……年4回（5、8、11、2月） ※指定口座へ3ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……身体障害者手帳、診断書、住民票の写し（世帯全員）、戸籍謄本、年金証書、年金額改定通知などの前年の年金額の確認できるもの、印鑑等

▼決定機関……紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

■児童扶養手当

【手続き】紫波町 こども課 子育て支援係 ☎672-2111

●ひとり親、あるいは父母のいずれかが重度障がい者で、18歳以下（18歳の年度末まで）の児童を養育している親や養育者に支給される手当です。（父子家庭は平成22年8月から）

▼対象……次にいずれかに該当するとき、支給対象となります。

- ① 両親が離婚したとき
- ② 父または母が死亡したとき
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にあるとき
- ④ 父または母の生死が不明なとき
- ⑤ 父または母が1年以上同居せず、かつ生計を維持せず児童を遺棄しているとき
- ⑥ 父または母が1年以上刑務所に収容されているとき
- ⑦ 児童が婚姻によらない出生のとき
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき

▼支給制限……ただし、次のいずれかに該当するときは手当の全部または一部を受給できません。

- ① 児童が、父または母の死亡による公的年金（遺族年金、遺族補償）を受けるときができるとき
- ② 受給者（父または母あるいは養育者）が、公的年金を受けるときができるとき
ただし、父または母が障害者年金を受けるときができるときは、健常者である父または母が受給者となる
- ③ 児童が、父または母に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ④ 児童が、児童福祉施設に入所しているとき
- ⑤ 児童の父または母が婚姻していなくても事実上の婚姻関係（同居等）があるとき

▼支給期間……児童が18歳に達する年の年度末まで、一定の障がいがある児童は20歳に達する日の属する月まで

▼手 当 額……受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者（民法第877条第1項に定める兄弟姉妹及び直系血族）の前年所得（又は申請時期により前々年所得）（養育費は8割を所得とみなす）により、全部支給、一部支給、支給停止が決定されます。
（令和8年4月改定）

児 童 数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人	48,050円	11,340円～48,040円
2人以上	2人目以降の児童1人につき11,350円加算	5,680円～11,340円

▼支給方法……奇数月の11日（11日が金融機関の休日の場合は直前の営業日）にご指定の口座へ支払い月の前月までの2ヶ月分をまとめて支給

▼必要書類……請求者及び児童の戸籍謄本、請求者の年金手帳、請求者名義の振込先通帳、印鑑、世帯全員のマイナンバーの分かるもの等
ただし、重度障がいによる申請の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、診断書等も必要

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6576

■心身障害者扶養共済制度

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●心身の障がいのために自活することが困難な者を扶養している方々に、毎月一定の掛金を払込んでいただき、その扶養者に万一のこと（死亡、重度障がい）があった場合に、残された障がい者に対して一定額を終身支給する制度です。

▼加入要件……障がい者（下記に示す範囲）を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしていること

- ① 岩手県内に住所があること
- ② 加入時の年度の4月1日現在時点の年齢が65歳未満であること
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

▼障がい者の範囲……次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方（年齢制限なし）

- ① 知的障がい
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1～3級に該当する障がい
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が①、②と同程度の障がいと認められる者

例）統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、など

▼掛 金……扶養者が加入する年齢により、下表の月額掛金となります。

扶養者の加入者年齢（4月1日時点）	月額掛金（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

注1）継続加入が25年に達すると、その後の掛金は免除されます。

注2）障がい者1人につき2口まで加入できます。

▼掛金減額……加入者及び同一生計者が下表に該当する場合、月額掛金が減額されます。

減額基準	減額割合
生活保護を受給している場合	100%
前年度の町民税が非課税である場合	50%
前年度の町民税所得割が非課税である場合	30%

▼掛金免除……次の要件を両方満たした場合は、その後の掛金が免除されます。

- ① 加入者が65歳を超えた
- ② 継続加入が20年を超えた

▼支給開始……加入者が死亡、または重度障がい者になった時点

▼支 給 額……1口加入の方 月額 20,000円（年額24万円）
2口加入の方 月額 40,000円（年額48万円）

▼必要書類……住民票の写し（加入者、障がい者本人）、障がいのある方の障がい種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳または療育手帳および年金証書等）、申込者（被保険者）告知書、印鑑

▼決定機関……盛岡広域振興局 福祉課 ☎629-6568

■自動車事故被害者の支援制度

【手続き】自動車事故対策機構 岩手支所

〒020-0871 盛岡市松尾町17番地13 ☎652-5101 FAX652-5150

○交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738（ナビダイヤル）

<交通遺児貸付制度>

●自動車事故対策機構では、交通遺児等を健やかに育成するために、資金を無利子でお貸しします。

▼対 象……自動車事故により、保護者が死亡あるいは重度の後遺障がい者となった児童のうち中学生以下で、住民税非課税世帯、又は児童扶養手当受給世帯、あるいは生活困窮世帯に属するもの

▼貸付金額……はじめに一時金 155,000円
貸付期間中 月額 20,000円、又は10,000円(選択制)
入学支度一時金 44,000円（小中学校入学時、希望者のみ）

▼貸付方法……4、7、10、1月にご指定の口座へ3ヶ月分をまとめて振込み

▼返還方法……中学校卒業後、6ヶ月又は1年を経過した後に、月賦又は月賦と半月賦併用による20年以内の均等支払い（ただし、高校、大学などへの進学者は卒業までの返還猶予が可能）

<自動車事故後遺障害への介護料支給>

●自動車事故対策機構では、自動車事故により重度の後遺障がいを持つため、常時又は随時の介護を必要とする方に支給します。

▼対 象……○平成14年4月1日以降に事故に遭われた方
自賠責保険等による後遺障がい等級が最重度、若しくは1級1、2号か2級1、2号と認定されている方

○平成14年3月31日以前に事故に遭われた方
自賠責保険等による後遺障がい等級が最重度若しくは、1級3、4号か2級3、4号と認定されている方

○自賠責保険等で後遺障がい等級が認定されていない方は、事故後18ヶ月以上経過し、所定の書式による診断書で症状が固定し、前記等級に該当する場合は対象となる

▼支給制限……自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき、法令に基づく重度障がい者用の施設に入所したとき（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設など）、病院又は診療所に入院したとき、労働者災害補償保険法などに基づく介護補償給付又は介護給付を受けたとき（国家・地方公務員災害補償法、船員保険法など）、介護保険法の規定による介護給付を受けたときは支給されません。

▼支 給 額……介護に要する費用（訪問看護、短期入院等）の負担に応じ、上限額までの範囲で支給します。（3、6、9、12月に支給します。）

4. 医療

■更生医療（自立支援医療）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 身体障害者の障がい程度を軽くし、日常生活や職業能力を高めるために必要と認められた治療に限り、自己負担分を軽減します。

- ▼対象……身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方のうち、重度かつ継続した医療が必要な方
- ▼負担軽減……自己負担を1割に軽減（さらに所得に応じて定められた負担上限額まで軽減）
- ▼判定……はじめに、治療を担当する医師から意見書の交付を受けてください。
- ▼手続方法……更生医療医師意見書（治療計画書）、身体障害者手帳、健康保険証利用登録したマイナンバーカードまたは資格確認書、申請書を提出し、受給者証の交付を受けた後に、指定された医療機関での治療となります。

■育成医療（自立支援医療）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 身体障害のある児童の障がい程度を軽くし、生活能力等を高めるために必要と認められた治療に限り、自己負担分を軽減します。

- ▼対象……18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童、またはそれと同程度の障害のある児童のうち、重度かつ継続した医療が必要な児童
- ▼負担軽減……自己負担を1割に軽減（さらに所得に応じて定められた負担上限額まで軽減）
- ▼判定……はじめに、治療を担当する医師から意見書の交付を受けてください。
- ▼手続方法……育成医療医師意見書（治療計画書）、身体障害者手帳（交付者のみ）、健康保険証利用登録したマイナンバーカードまたは資格確認書、申請書を提出し、受給者証の交付を受けた後に、指定された医療機関での治療となります。

■精神通院医療（自立支援医療）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 通院による精神疾患の治療が必要と認められた方の通院医療費の自己負担を軽減します。病院に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等）が対象になります。1年ごとに更新手続きが必要になります。

▼対象……精神神経科での治療を受けている方のうち、継続した医療が必要な方

▼負担軽減……自己負担を1割に軽減（さらに所得に応じて定められた負担上限額まで軽減）
なお、指定する医療機関と薬局は、受給者証に記載されます。

▼判定……はじめに、精神科医から診断書の交付を受けてください。

▼手続方法……自立支援医療用診断書、健康保険証利用登録したマイナンバーカードまたは資格
確認書、障害年金証書（該当者のみ）、精神障害者保健福祉手帳（交付者のみ）、
町民税・課税状況閲覧同意書、申請書を提出し、受給者証の交付を受けた後に、
指定された医療機関での治療となります。
なお、受給者証の交付までには2カ月くらいの期間を要します。

▼決定機関……岩手県県央保健所 ☎629-6574

■重度心身障害者等医療費助成

【手続き】紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

- 医療機関での治療で支払った自己負担分のうち、一定額を超えた分について、助成が受けられます。
ただし、入院時食事療養費と医療保険対象外治療は適用外です。

▼対象……紫波町内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳1～2級及び3級の方、療育手帳Aの方
- ② 特別児童扶養手当の支給対象児童（1級のみ）
- ③ 国民年金法における障害基礎年金1級を受給している方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼一定額……入院が5,000円、入院外が1,500円（住民税非課税世帯は全額給付）
（出生～高校生年齢までは入院2,500円、入院外750円となります。）

▼助成期間……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の方は交付年月の初日から
資格喪失月の月末まで特別児童扶養手当、障害基礎年金の有期認定の方は期限月
の末日まで

▼助成制限……対象者及び配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定以上の場合

▼手続方法……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、
障害基礎年金証書のいずれかと、健康保険証利用登録したマイナンバーカード
または資格確認書、預金通帳、印鑑等を持参し、受給者証等の交付を受けて
ください。

新規該当者には障害者手帳等の交付時にご案内します。

■ひとり親家庭医療費助成（父親または母親の障がいも含む）

【手続き】紫波町 町民課 給付年金係 ☎672-2111

●医療機関での治療で支払った自己負担分のうち、一定額を超えた分について、助成が受けられます。
ただし、入院時食事療養費と医療保険対象外治療は適用外です。

- ▼対 象……① 配偶者のない父または母で、18歳以下の児童を扶養している方とその児童
② 父または母が重度の身体障がい者（1、2級）または重度の精神障がい者で働くことができない場合、その児童（18歳以下）と父または母
③ 両親がいない18歳以下の児童

▼一 定 額……入院が5,000円、入院外が1,500円（住民税非課税世帯は全額給付）
（出生～高校生年齢まで※は入院2,500円、入院外750円となります。）

▼助成期間……上記の対象要件を満たしている期間

▼助成制限……対象者及び配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定以上の場合

▼手続方法……ひとり親家庭であることを証明する戸籍謄本等、身体障害者手帳、医療保険証、預金通帳、印鑑等を持参し、受給者証等の交付を受けてください。

▼参 考……この他にも次の医療助成制度がありますので、町民課で手続きしてください。

◆こども医療費助成（出生届提出時に案内）

※出生時から高校3年生まで

◆妊産婦医療費助成（母子手帳交付申請時に案内）

※妊娠5カ月目から出産月の翌月まで

◆寡婦医療費助成（ひとり親家庭医療費助成受給者証返還時に案内）

※ひとり親家庭医療費助成受給者のうち母子家庭で、子ども達が全員19歳以上になった家庭の母

■難病医療費助成（指定難病）

【手続き】 県央保健所 保健課 ☎629-6573

●特定疾病（指定難病）の治療に係る診察や薬剤支給に際し、医療機関の窓口において、医療保険証と一緒に特定医療費（指定難病）受給者証を提示することにより、自己負担額が軽減される制度です。

▼軽減内容……申請により、対象者には特定疾患医療受給証が発行され、その受給者証には所得に応じた自己負担額が記載されており、それが一カ月の負担上限額となります。

▼対象疾病……全376種（令和7年4月1日から369種から376種に拡大）※障害者総合支援法の対象となる難病

あ	アイカルディ症候群	お	ADH分泌異常症	く	ギャロウェイ・モフト症候群
	アイザックス症候群		エーラス・ダンロス症候群		急性壊死性脳症
	I g A腎症		エプスタイン症候群		急性網膜壊死
	I g G4関連疾患		エプスタイン病		球腎性筋萎縮症
	亜急性硬化性全脳炎		エマヌエル症候群		急速進行性糸球体腎炎
	アジソン病		MECP2重複症候群		強直性脊椎炎
	アッシャー症候群		LMNB1関連大脳白質脳症		巨細胞性動脈炎
	アトピー性腎臓炎		遠位型ミオパチー		巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
	アペール症候群		円錐角膜		巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
	アミロイドーシス	か	黄色靱帯骨化症	け	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
い	アラジール症候群		黄斑ジストロフィー		巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
	アルポート症候群		大田原症候群		筋萎縮性側索硬化症
	アレキサンダー病		オクシピタル・ホーン症候群		筋型糖原病
	アンジェルマン症候群		オスラー病		筋ジストロフィー
	アントレー・ピクスラー症候群		カーニー複合		クッシング病
	イソ吉草酸血症		海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		クリオピリン関連周期熱症候群
	一次性ネフローゼ症候群		潰瘍性大腸炎		クリッパル・トルナー・ウェーバー症候群
	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		下垂体前葉機能低下症		クルーゾン症候群
	1p36欠失症候群		家族性地中海熱		グルコ-ストリク-ター1欠損症
	遺伝性自己炎症疾患		家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）		グルタル酸血症1型
う	遺伝性ジストニア		家族性良性慢性天疱瘡		グルタル酸血症2型
	遺伝性周期性四肢麻痺		カナバン病		クロウ・深瀬症候群
	遺伝性膀胱炎		化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		クローン病
	遺伝性鉄芽球形貧血		歌舞伎症候群		クロンカイト・カナダ症候群
	ウィーバー症候群		ガラクトース1-リッ酸リッパルトスフェーゼ欠損症	け	痙攣重積型(二相性)急性脳症
	ウィリアムズ症候群		カルニチン回路異常症		結節性硬化症
	ウィルソン病		加齢黄斑変性		結節性多発動脈炎
	ウエスト症候群		肝型糖原病		血栓性血小板減少性紫斑病
	ウェルナー症候群		間質性膀胱炎(ハンナ型)		限局性皮膚奇形成
	ウォルフラム症候群		環状20番染色体症候群		原発性肝外門脈閉塞症
	ウルリッヒ病		関節リウマチ		原発性局所多汗症
	HTRA1関連脳小血管病		完全大血管転位症		原発性硬化性胆管炎
	HTLV-1関連腎臓炎		眼皮膚白皮症		原発性高脂血症
	ATR-X症候群	き	偽性副甲状腺機能低下症		原発性側索硬化症

	原発性胆汁性胆管炎		自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		全身性強皮症
	原発性免疫不全症候群		自己免疫性溶血性貧血		先天異常症候群
	顕微鏡の大腸炎		四肢形成不全		先天性横隔膜ヘルニア
	顕微鏡的多発血管炎		シトステロール血症		先天性核上性球麻痺
こ	高IgD症候群		シトリン欠損症		先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
	好酸球性消化管疾患		紫斑病性腎炎		先天性魚鱗癬
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		脂肪萎縮症		先天性筋無力症候群
	好酸球性副鼻腔炎		若年性特発性関節炎		先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
	抗糸球体基底膜腎炎		若年性肺気腫		先天性三尖弁狭窄症
	後縦靱帯骨化症		シャルコー・マリー・トゥース病		先天性腎性尿崩症
	甲状腺ホルモン不応症		重症筋無力症		先天性赤血球形成異常貧血
	拘束型心筋症		修正大血管転位症		先天性僧帽弁狭窄症
	高チロシン血症1型		出血性線溶異常症		先天性大脳白質形成不全症
	高チロシン血症2型		シュベール症候群関連疾患		先天性肺静脈狭窄症
	高チロシン血症3型		シュワルツ・ヤンベル症候群		先天性風疹症候群
	後天性赤芽球癆		神経細胞移動異常症		先天性副腎低形成症
	広範脊柱管狭窄症		神経軸索ミエリン形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		先天性副腎皮質酵素欠損症
	膠様滴状角膜ジストロフィー		神経線維腫症		先天性ミオパチー
	抗リン脂質抗体症候群		神経有棘赤血球症		先天性無痛無汗症
	極長鎖アシル・CoA 脱水素酵素欠損症		進行性核上性麻痺		先天性葉酸吸収不全
	コケイン症候群		進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		前頭側頭葉変形症
	コステロ症候群		進行性骨化性線維異形成症		線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
	骨形成不全症		進行性多発性白質脳症	そ	早期ミオクロニー脳症
	骨髄異形成症候群		進行性白質脳症		総動脈幹遺残症
	骨髄線維症		進行性ミオクローヌスてんかん		総排泄腔遺残
	ゴナドトロピン分泌亢進症		心室中核欠損を伴う肺動脈閉鎖症		総排泄腔外反症
	5p欠失症候群		心室中核欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	た	ソトス症候群
	コフィン・シルス症候群	ず	睡眠時期棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症		グアイモド・ブラックマン貧血
	コフィン・ローリー症候群		スタージ・ウェーバー症候群		第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	混合性結合組織病		スライバ・ロス・ジョンソン症候群		大脳皮質基底核変性症
さ	鰓耳腎症候群		スミス・マギニス症候群		大理石骨病
	再生不良性貧血		スモン		ダウン症候群
	サイトメガロウィルス角膜内皮炎				多系統萎縮症
	再発性多発軟骨炎	せ	脆弱X症候群		高安動脈炎
	再発性多発軟骨炎		脆弱X症候群関連疾患		タナトフォリック骨異形成症
	左心低形成症候群		成人発症スチル病		多発血管炎性肉芽腫症
	サルコイドーシス		成長ホルモン分泌亢進症		多発性硬化症/視神経脊髄炎
	三尖弁閉鎖症		脊髄空洞症		多発性軟骨性外骨腫症
	三頭酵素欠損症		脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)		多発性嚢胞腎
			脊髄髄膜瘤		多脾症候群
し	CFC症候群		脊髄性筋萎縮症		タンジール病
	シェーグレン症候群		セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症		単心室症
	色素性乾皮症		前眼部形成異常		
	自己食空腔性ミオパチー		全身性エリテマトーデス		弾性線維性仮性黄色腫
	自己免疫性肝炎				

ち	短腸症候群	ひ	肺動脈性肺高血圧症	ほ	ベーチェット病
	胆道閉鎖症		肺蛋白症(自己免疫性又は先天性)		ベスレムミオパチー
	遅発性内リンパ水腫		肺泡低換気症候群		ヘパリン起因性血小板減少症
	チャーシ症候群		ハッチンソン・ギルフォード症候群		ヘモクロマトーシス
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		バット・キアリ症候群		ペリー病
	中毒性表皮壊死症		ハンチントン病		ペルーシド角膜辺縁変性症
	腸管神経節細胞僅少症		汎発性特発性骨増殖症		ペリネアロパチー病(副腎白質リポアロシスを除く)
て	TRPV4異常症	ひ	PCDH19関連症候群	ほ	片側巨脳症
	TSH分泌亢進症		PURA関連神経発達異常症		片側麻痺・片麻痺・てんかん症候群
	TNF受容体関連周期性症候群		非ケトーシス型高グリシン血症		芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	低ホスファターゼ症		肥厚性皮膚骨膜炎		発作性夜間ヘモグロビン尿症
	天疱瘡		非ジストロフィー性ミオトニー症候群		ホモシスチン尿症
と	特発性拡張型心筋症	ひ	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	ま	ポルフィリン症
	特発性間質性肺炎		肥大型心筋症		マリネスコ・シェーグレン症候群
	特発性基底核石灰化症		左肺動脈右肺動脈起始症		マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)		ビタミンド抵抗性くる病/骨軟化症		慢性炎症性脱髄性多発神経痛/多巣性運動ニューロパチー
	特発性後天性全身性無汗症		ビタミンド依存性くる病/骨軟化症		慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	特発性大腿骨頭壊死症		ピッカースタッフ脳幹脳炎		慢性再発性多発性骨髄炎
	特発性多中心性キャスルマン病		非典型溶血性尿毒症症候群		慢性脾炎
	特発性門脈圧亢進症		非特異性多発性小脳潰瘍症		慢性特発性偽性腸閉塞症
	特発性両側性感音難聴		皮膚筋炎/多発性筋炎	み	ミオクロニー欠神てんかん
	ドラベ症候群		びまん性汎細気管支炎		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	突発性難聴		肥満低換気症候群		ミトコンドリア病
な	中條・西村症候群	ひ	表皮水疱症	む	無虹彩症
	那須・ハコラ病		ヒルシュループ病(全結腸型又は小腸型)		無脾症候群
	軟骨無形成症		VATER症候群		無βリボタンパク血症
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎		ファイファー症候群	め	メーブルシロップ尿症
に	22p11.2欠失症候群	ひ	ファロー四徴症		メチルマロン酸血症
	乳児発症STING 関連血管炎		ファンconi貧血		メチルグルタコン酸尿症
	乳幼児肝巨大血管腫		封入体筋炎		メビウス症候群
	尿素サイクル異常症		フェニルケトン尿症		免疫性血小板減少症
ぬ	ヌーナン症候群		フォンタン術後症候群		メンケス病
ね	ネバダ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症		複合カルボキシラーゼ欠損症	も	網膜色素変性症
	ネフロン癆		副甲状腺機能低下症		もやもや病
の	脳クレアチン欠乏症候群		副腎白質ジストロフィー		モワット・ウィルソン症候群
	脳腱黄色腫症		副腎皮質刺激ホルモン不応症	や	薬剤性過敏症症候群
	脳内鉄沈着神経変性症		ブラウ症候群		ヤング・シンブソン症候群
	脳表ヘモジデリン沈着症		ブラダー・ウィリ症候群	ゆ	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
	膿胞性乾癬		プリオン病		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	囊胞性線維症		プロピオン酸血症	よ	4p欠失症候群
			PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
は	パーキンソン病	へ	閉塞性細気管支炎	ら	ライソゾーム病
	バージャー病		β-ケトチオラーゼ欠損症		ラスムッセン病
	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症				ランゲルハンス細胞組織球症

	ランドウ・クレフナー症候群
り	リジン尿性蛋白不耐症
	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
	両大血管右室起始症
	リンパ管腫症/ゴーン病
	リンパ脈管筋腫症
る	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
	ルビンシュタイン・テイビ症候群
れ	レーベル遺伝性視神経症
	リチコリスチロールアルトランスフェラーゼ 欠損症
	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
	レット症候群
	レノックス・ガストー症候群
ろ	ロウ症候群
	ロスムンド・トムソン症候群
	肋骨異常を伴う先天性側弯症

5. 日常生活の援助

■補装具費の支給（交付・修理・借受け）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 身体機能を補完し、または代替する装具や車いす等の購入費、修理費等の支給を行います。
事前申請が必要となり、すでに購入したものや修理したものは支給の対象外です。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者、難病患者

▼支給種目

対象障がい	種 目
視覚障がい	義眼、眼鏡、盲人安全つえ
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
児童のみ	車載用姿勢保持装置、頭部保持具、起立保持具、排便補助具
難病患者等	車いす、電動車いす、歩行支援用具、意思伝達装置、整形靴

※それぞれ支給基準がありますので、詳細については健康福祉課までお問合せください。

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……身体障害者手帳（難病患者等は特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書などの疾患名が確認できる資料）、見積書、医師の意見書（意見書による判定が必要な補装具のみ）、印鑑、健康保険証利用登録したマイナンバーカードまたは資格確認書（判定が必要な補装具のみ）、カタログ（添付が必要な補装具のみ）、転入前の市町村民税課税・非課税証明書（前年1月1日または同年1月1日に紫波町に住民登録していない方）

▼支給判定……補装具の支給にあたり判定を要するものは下記のとおりです。

判定の取扱い	区 分	種 目
岩手県福祉総合相談センターでの判定が必要なもの（来所判定）	新規交付	義肢（骨格構造）、電動車いす
	再 交 付	義肢（骨格構造）、電動車いす
岩手県福祉総合相談センターでの判定（来所判定）又は医師の意見書による判定（書面判定）が必要なもの	新規交付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
	再 交 付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
医師の意見書による判定が必要なもの（書面判定）	新規交付	補聴器、車いす、重度障害者用意思伝達装置
	修 理	義肢（骨格構造）

※岩手県福祉総合センターでの判定（来所判定）には予約が必要です。予約を希望する場合は、健康福祉課までご連絡ください。

※医師の意見書による判定（書面判定）が必要な補装具の場合、申請をしてから判定が出るまでに1ヵ月程度の期間を要します。

※その他補装具（歩行器、眼鏡、義眼）でも、支給にあたり医師の意見書が必要な場合があります。

※支給判定や医師の意見書については省略できる場合がありますので、事前に担当までお問合せください。

■日常生活用具の給付

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 障がい者（児）や難病患者等の在宅生活の利便を図るため、日常生活用具の給付を行います。
事前申請が必要となり、すでに購入したものは対象外です。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者又は自立支援医療（精神通院）の受給者、難病患者

▼給付種目

対象障がい	種 目
視覚障がい	火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、体温計（音声式）、体重計、血圧計（音声式）、タッチメモ、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、拡大読書器、盲人用時計、ワードプロセッサ、点字図書
聴覚障がい	火災警報機、自動消火器、屋内信号装置（お知らせランプ等）、振動腕時計、通信装置（FAX）、情報受信装置、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）
平衡機能障がい	頭部保護帽、つえ、移動・移乗支援用具、火災警報機、自動消火器
音声・言語障がい	携帯用会話補助装置、人工咽頭、ファックス（貸与）
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報機、自動消火器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、紙おむつ等（紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ）、収尿器、居宅生活動作補助用具（住宅改修）
内部障がい	火災警報機、自動消火器、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等（紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ）
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器
精神障がい	頭部保護帽（てんかん等の発作により転倒の恐れがある方）
児童のみ	訓練いす（肢体不自由）、訓練用ベッド（肢体不自由）
難病患者	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居宅生活動作補助用具（住宅改修）

※それぞれ支給基準がありますので、詳細については健康福祉課までお問合せください。
（支給基準等については62～66ページにも掲載しています。）

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患医療費助成受給者証、見積書、印鑑、転入前の市町村民税課税・非課税証明書（前年1月1日または同年1月1日に紫波町に住民登録していない方）

■福祉タクシー事業（タクシー助成券）

※紫波町行政サービス制限対象事業

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 重度障がい者の社会参加を促進するため、家にこもりがちな対象者の外出するきっかけとなるよう、紫波町、矢巾町、盛岡市のタクシー業者を利用する場合に基本料金を助成します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です。
なお、自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けた方は対象外となります。

- ① 身体障害者手帳 1級・2級
- ② 療育手帳 A・B
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

▼助成内容……1枚あたり700円の利用券（助成券）を年間最大24枚交付します。

※利用券の交付は1ヶ月につき2枚となり、申請月から年度末までの分を一括交付

▼利用方法……手帳と一緒に利用券（助成券）をタクシー乗務員に提出してください。

なお、利用枚数に上限はありません（一度の乗車につき、何枚でも使用することができます）。

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

▼そ の 他……令和2年4月より運行開始している「しわまる号（紫波町デマンド型乗合バス）」でもご利用いただけます。

■おでかけ支援サービス（車両移送サービス・道路運送法の福祉有償運送）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【利用申込】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター）

☎672-3258

- 肢体障がいのために常時車いすで生活する方などが外出したいとき、リフト付福祉車両により目的地までの送迎を行います。

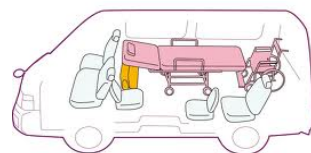
▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳1級の交付を受けている方で、両上肢及び両下肢の機能障がい
を有する方（またはそれに準ずる方）
- ② 介護保険の対象外で、日常生活で車いすを利用している方
- ③ 家族等による送迎が困難、またはやむを得ない事情があって送迎を希望する方

▼登 録……サービスの利用を希望される方は、事前に健康福祉課へ申請してください。
健康福祉課で審査後、登録者情報を紫波町社会福祉協議会へ提供します。

▼利用方法……病院や施設の入退院（所）、通院や福祉活動等で利用したいときは、利用日の
3日前までに社会福祉協議会に申し込んでください。

▼利 用 料……紫波町内 片道 500円（往復1,000円）
矢巾町・花巻市（石鳥谷町） 片道 800円（往復1,600円）
盛岡（旧都南地区） 片道1,000円（往復2,000円）
盛岡市・花巻市 片道1,100円（往復2,200円）



▼そ の 他……土曜日、日曜日、祝日、年末年始はサービスをお休みします。

■自動車運転免許取得費の助成

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●身体障がい者及び知的障がい者が就労等のため、自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

▼対象……紫波町内に住所があり、次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳（4級以上）または療育手帳を所持している
- ② 普通自動車運転免許試験の受験資格があり、初めて第一種運転免許を取得しようとしている
- ③ 免許取得により、自立した在宅生活または就労等社会参加の促進が見込まれる

▼助成額……免許取得に要した教習所費用の2/3以内とし、10万円が上限となります

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、教習にかかる費用のわかるもの（見積書等）、運転適正検査結果通知書（自動車免許センターから発行されている場合）、印鑑

▼注意事項……① 申請は、必ず入校手続き前に行ってください。審査には1週間程度かかりますので、時間的余裕を持ってご相談くださるようお願いいたします。
② 助成は、障がい者1人につき1回限りです。
③ 身体障がい者の方は教習所に入校する前に、運転免許センター等において運転適性検査が必要な場合がありますので、事前に相談してください。

■自動車改造費の助成

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●すでに自動車運転免許を取得している身体障がい者、または同居する家族が運転するうえで必要と認められる改造等に要する経費の一部を助成します。

▼対象……紫波町内に住所があり、次の要件のそれぞれすべてに該当する方が対象です。

（1）自操車両（自分で運転する車）の購入または改造の場合

- ① 身体障害者手帳を所持している
- ② すでに自動車運転免許を有し、上肢機能、下肢機能または体幹機能に4級以上の障がいがある
- ③ 自ら使用する自動車で、障がいに合わせた改造である

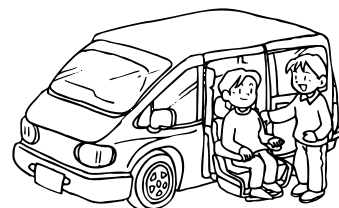
（2）介護車両（家族が運転する車）の購入または改造の場合

- ① 上肢・下肢または体幹機能の障がいがあり、身体障害者手帳が1・2級である障がい者のために使用する車両である
- ② 身体障がい者と同居する家族が使用する車両である（車検証で確認）

▼助成額……改造に要する経費（購入する場合は、購入自動車と標準仕様自動車との差額）の2/3以内とし、10万円が上限額となります

▼必要書類……身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、改造を行う業者の見積書及びパンフレット（写し）、所有している車両を改造する場合は車検証

▼注意事項……① 申請は、必ず車両を購入または改造する前に行ってください。審査には1週間程度かかりますので、時間的余裕を持ってご相談くださるようお願いいたします。
② 助成は、1車両につき1回限りです。



■ひとにやさしい駐車場利用証制度

【手続き】盛岡広域振興局福祉課

☎629-6567

【問合せ】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、岩手県が「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。

▼対象……下表に該当される方

区分（証明書類）	障がい等の状況
身体障がい者（身体障害者手帳）	視覚障がい（4級以上）
	聴覚障がい（3級以上）
	平衡機能障がい（5級以上）
	上肢不自由（2級以上）
	下肢不自由（6級以上）
	体幹不自由（5級以上）
	非進行性脳病変
	上肢不自由（2級以上） 移動機能障がい（6級以上）
	内部機能障がい（4級以上）
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）	障がい区分 1級
知的障がい者（療育手帳）	障がい等級 A
難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証）	
高齢者（介護保険被保険者証）	要介護1～5（要支援の方は対象外）
妊産婦（母子健康手帳）	妊娠中又は出産日から1年以内
けが人その他（医師診断書、身分証明書）	車いす、杖、その他 ※診断書は6か月以内に発行を受けたもの

▼必要書類……利用証申請書、証明書類（上記に記載のあるもの）の写し

※利用証申請書は紫波町役場健康福祉課にあります

- ▼手続方法……① 必要書類を揃え、盛岡広域振興局福祉課へ持参するか、郵送又はFAXにより申込みをしてください。
- ② 盛岡広域振興局福祉課で審査後、1～2週間程度で盛岡広域振興局からご自宅に「駐車場利用証」が郵送で届きます。

▼利用証サンプル



■自動車運転免許の取得などの相談

【問合せ】 自動車運転免許試験場 ☎683-1251（盛岡市下田字仲平183）
盛岡運転免許センター ☎606-1251（盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ1階）

●心身の病気や障がいにより自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。

警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための窓口を設け、相談に応じています（運転に支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です）。

▼対 象……下記①～⑧のいずれかに該当される方が対象です。

- | | | |
|---------------------|-----------------|---------|
| ① 肢体不自由 | ② 認知症 | ③ 統合失調症 |
| ④ てんかん | ⑤ 再発性の失神 | ⑥ そううつ病 |
| ⑦ 重度の眠気の状態を呈する睡眠障がい | ⑧ その他運転に支障のあるもの | |

▼免許取得……それぞれ下記の要件を満たすことで、運転免許の取得が可能です。

（1）身体が不自由な方

自動車の操作装置の改造や補装具の装着など一定の条件を満たすことにより安全な運転に支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。

（2）統合失調症、てんかん等の病気にかかっている方

自動車の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断し、支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。

▼相談方法……運転免許・受験資格・適正試験等について詳しくは、上記相談窓口にお問合せください。

■スパイクタイヤ使用禁止の対象除外

【問合せ】 岩手県環境保全課 環境調整担当 ☎629-5356

●次の方が運転する自動車は、スパイクタイヤを使用できます。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者で、①、②のいずれかに該当する方が対象です。

- | |
|--|
| ① 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） |
| ② 内部機能障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓） |

▼条 件……運転中は、必ず身体障害者手帳を携帯してください。

■駐車禁止の対象除外

【問合せ】 紫波警察署 ☎671-0110（紫波町桜町字大坪51番地2）

●次の方は、駐車禁止除外の対象になります（車ではなく、個人が対象になります）。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者のうち、歩行困難な者が使用する車両で、公安委員会が交付するステッカーを掲示しているもの

▼必要書類……車検証、印鑑、免許証、身体障害者手帳

▼手続方法……必要書類を揃え紫波警察署へ持参し、駐車禁止対象除外のステッカーの交付を受けてください。

▼注意事項……障がい等級・等級により審査がありますので、事前に警察署へ問合せをしてから手続きをしてください。

■住宅改造費の助成（紫波町高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 在宅の障がい者や高齢者がいる世帯で、日常生活動作や介護動作の改善を目的とした住宅改修に必要な経費の一部を助成します。

なお、すでに着工したものは助成の対象外です（事前申請が必要です）。

- ▼対象……紫波町内に住所があり、次の①または②のいずれかに該当する方で、住宅改修が必要と認められた方が対象です。

- ① 要援護高齢者（介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方）
- ② 身体障害者手帳（肢体不自由等）1～3級の方

- ▼補助基準……（1）原則、今ある建物の中での改造で、補助対象者が在宅生活を営むために必要であると認められる改修工事に限ります（補助決定前の着工は不可）。

- （2）平成13年度以前に新築された住宅に限ります（補助対象改修部分に係る若干の増築は可、賃貸住宅の場合は家主の同意が必要です）。

また、原則、対象世帯で1回のみ利用となりますが、介護状態が一定以上悪化した場合は再度対象となります。

- （3）町税等に滞納がある場合は利用できません。

- （4）下の表の所得額を超える場合は本事業による補助を受けることができません。

（単位：千円）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	所得額	4,946	5,326	5,706	6,086	6,466	6,856
配偶者、 扶養義務者	所得額	6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

- ▼対象工事……トイレ、浴室、玄関、台所、廊下、居室、階段、その他必要な箇所で、対象者の日常生活、介護の向上に必要と認められる改善工事

- ▼助 成 額……介護保険制度または日常生活用具の住宅改修枠（20万円）を優先させ、その額を超えて要した改造費の2/3以内とし、40万円を上限額とします。

- ▼必要書類……申請書、身体障害者手帳または介護保険証の写し、住宅改善カルテ、見積書、設計図面、施行前写真、課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者）、その他必要と認める書類

- ▼手続方法……① 必要書類を揃え、着工前に健康福祉課へ申請してください。
- ② 健康福祉課で審査後、「指令書（交付決定通知）」を郵送します。
- ③ 指令書を受領後、改修工事着工 ※指令書が届くより前に着工した場合は助成対象外となります
- ④ 改修工事が完了したら、「工事完了報告書」に必要書類を添え健康福祉課に提出してください。
- ⑤ 健康福祉課で完了検査を行い、検査後2週間程度で助成金を交付します。

- ▼そ の 他……「介護保険住宅改修」、「居宅生活動作補助用具（日常生活用具）」のいずれかと合わせて利用可能ですので、計画がある場合は、事前に介護保険のケアマネジャーまたは障がい福祉サービスの担当課と工事時期、予算、規模、箇所について相談してください。



■酸素濃縮器使用助成

【手続き】 紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 在宅で酸素療法を行っている呼吸器に障がいがある方に対し、酸素濃縮器の使用に関する電気料金の一部を助成します。

▼対 象……紫波町内に住所があり在宅で在宅酸素療法を行っている方で、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳4級の交付を受けている方
- ② 特別児童扶養手当2級を支給されている者に養育されている障がい児
- ③ 障害基礎年金2級を支給されている方

▼助 成 額……1日あたりの吸入時間が12時間まで 月額 800円
// 12時間を超え24時間まで 月額 1,900円

▼必要書類……身体障害者手帳等、住民票、在宅酸素療法指示書の写し、印鑑、預金通帳等の写し（口座名義人、口座番号等の記載があるもの）

▼手 続 き……①認定手続き（上記必要書類を提出）→助成資格の有無決定
②請求手続き（請求書を提出）→請求書審査後助成額支給

▼そ の 他……助成対象期間は、毎年1月1日～12月31日まで。
（例）令和6年度に請求する場合、令和6年1月～令和6年12月が対象期間。

■訪問入浴支援サービス

【手続き】 紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 居宅等において入浴することが困難な重度身体障がい児者に対し、事業者が居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、居宅において常時介護を必要とする重度身体障がい児者であって、次の①～⑤のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳を有し、肢体不自由の程度が1級または2級に該当する方
- ② 外出や通所施設の利用が制限されていると認められる方
- ③ 自宅において入浴することが困難であると認められる方
- ④ ほかのサービスを利用して入浴することが困難であると認められる方
- ⑤ 医師が訪問入浴の利用が可能であると認めた方

▼利用回数……1週間につき2回まで

▼利用料金……1回あたり1,250円 ※本人の課税状況によって免除される場合があります。

▼必要書類……身体障害者手帳、サービス利用に係る主治医意見書、課税証明書、印鑑

▼そ の 他……実施事業者等の詳細については健康福祉課までお問合せください。

■日中一時支援事業

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●障がい児者へ日中の活動の場を提供し、一時的に見守り支援を行います。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～④のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④ 児童福祉法第4条第2項に該当する児童（身体・知的・精神・難病のいずれかの障がいを有する児童）

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……各種手帳の写し、課税証明書、印鑑

▼手続方法……① 必要書類を揃え、健康福祉課へ申請してください。
申請の際、利用される方の状況等について聞取りを行います。
② 健康福祉課で必要性を勘案し審査を行います。審査後、1週間程度で健康福祉課からご自宅へ「利用決定通知書」を郵送します。
③ 利用決定後、町へ登録している事業者と契約し、サービスの利用を開始します。

▼そ の 他……利用を希望される場合は、事前に健康福祉課までご相談ください。
また、事業所により実施しているサービスや対象年齢、対象障がいは様々ですので、登録事業者の詳細について知りたい方は、健康福祉課までお問合せください。

■紫波町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションに対し助成金を交付します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～④のすべてに該当する児童の家族が対象です。

- ① 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31までの間にある方
- ② 在宅で同居の家族による介護を受けて生活している方
- ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている方
- ④ 日常的に訪問看護による医療的ケアを受けている方

▼費用負担……利用者と訪問看護ステーションとの定めによる実費（交通費等）やキャンセル料等

▼手続方法……申請は訪問看護ステーションを通じて行います
①申請書、訪問看護指示書（写し）、各種手帳（写し）を健康福祉課へ提出
②健康福祉課で利用について勘案し審査を行った後、ご自宅へ「利用決定通知書」を郵送します。
③利用決定後、訪問看護ステーションのレスパイトを利用します。
④利用実績に基づき、訪問看護ステーションが健康福祉課に交付申請・実績報告を行います。
⑤交付決定後、訪問看護ステーションから町に助成金の請求を行います。

▼そ の 他……利用時間は、原則4時間以内／月です。

■意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 日常生活を営むうえで手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣します。

▼対象……紫波町内に住所があり、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の方

▼支援内容……次の①～③のような支援を必要とする場合に派遣を行います。

- ① 官公署、医療機関およびその他日常生活を営むうえで必要な機関等において、手続きやその他の行為をしようとする方
- ② 町内において聴覚障がい者団体が主催する会議、研修会等の行事に参加しようとする方
- ③ 上記のほか、町長が特に必要と認める方

※営利目的、政治的行為、宗教的な目的を有する場合等は対象外です。

▼派遣範囲……原則として、岩手県内

▼派遣費用……無料

▼必要書類……印鑑、身体障害者手帳（手帳を所持している方）

▼手続方法……① 派遣を希望される方は、希望日の1週間前までに健康福祉課へ申請してください。

② 健康福祉課で手話通訳者・要約筆記者の派遣調整を行い、当日派遣します。

▼そ の 他……手話通訳者・要約筆記者の都合によっては希望日に派遣できない場合もありますので、派遣希望日が予め決まっている場合は早めに健康福祉課までご相談ください。

■生活福祉資金の貸付

【問合先】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター） ☎672-3258

- 経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯への生活資金の貸付を行っています。

▼対象……岩手県内に住所があり、次の（１）～（３）のいずれかに該当する世帯が対象です。

(1) 低所得者世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯（おおむね市町村民税非課税程度等）

(2) 障がい者世帯

- ①身体障がい者世帯（身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯）
②知的障がい者世帯（療育手帳の 〃 ）
③精神障がい者世帯（精神障害者保健福祉手帳の 〃 ）

(3) 高齡者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の所得が概ね生活保護基準の23倍程度以下の世帯

▼貸付内容……貸付資金の種類によって、貸付上限額、利子などの条件が異なりますので、詳しくは紫波町社会福祉協議会へ問合せください。

(障がい者世帯の借入ケース例) ※紹介している借入ケース例はごく一部です。

- ・住宅の増改築、補修等に必要経費
- ・障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ・負傷または疾病の療養にかかる必要経費 等

■日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

【問合先】紫波町社会福祉協議会 ☎672-3258

●ひとりでは日常生活の判断に不安がある方が地域で安心した生活を送れるように支援する事業です。

▼対 象……町内に住所があり、認知症、知的障がい、精神障がいなどのため日常生活の判断に不安がある方

▼支援内容……支援計画に基づき、次のような支援を行います。

- （１）福祉サービス等の利用契約の手続き、支払い等の援助
- （２）日常的な金銭管理
- （３）書類等の預かり

▼利用方法……① 利用者からの事前の相談と希望を確認した上で、専門員が支援計画を作成します。
② 支援計画が承諾されれば、利用契約を結び、生活支援員によるサービスの提供が開始となります。

▼利 用 料……契約後、支援計画によりサービスを受けたとき、1時間につき1,300円

■車いすの貸出し

【手続き】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター） ☎672-3258

●高齢や障がい、けがなどを理由に車いすが必要な方へ車いすの貸出しを行っています。

▼対 象……町内に住所があり、高齢や障がい、けがなどを理由に車いすが必要な方

▼貸出期間……3ヵ月以内

▼利 用 料……無料

▼そ の 他……貸出状況によっては、車いすの貸出しを受けることができない場合があります。
貸出しを希望する方は、事前に社会福祉協議会までお問合せください。

■町営住宅への入居（選考基準への反映）

【問合先】紫波町 都市計画課 建築住宅係 ☎672-2111

●町営住宅への入居者の選考の際、入居資格を有し、かつ入居者の選考基準に該当する身体障がい者世帯については、住宅困窮度が高いものとして扱われます。

この場合、身体障がい者の障がい程度や、家庭の状況など参考にして総合的な選考を行います。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を含む世帯

▼そ の 他……町営住宅の詳細については都市計画課まで問合せください。
都市計画課 建築住宅係 電話 672-2111（内線 2140）

■選挙における投票

【問合先】紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課） ☎672-2111

【投票所での投票】

● 点字による投票

視覚に障がいがある等の理由で、文字を書くことが難しい方は、点字で投票することができます。点字器は各投票所に用意してあります。

● 代理投票

利き手に障がいがある等の理由で、文字を書くことが難しい方は、申し出により係員が代筆します。投票所でお申し出ください。投票の秘密は固く守られます。

● その他

車椅子を必要とする方や介助が必要な方など、お困りごとがありましたら、投票所係員にお申し出ください

【自宅での投票】

● 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳等をお持ちの選挙人において次のような障がいのある方または介護保険の被保険者証の要介護区分が次に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。障がいの程度について、複数の障がいを合わせて上位等級に認定されている方は単一の障がいでも該当する必要があります。郵便等による不在者投票には、選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要になります。

▼対象 象……以下に該当する方

対象者	障がいの種別	障がいの程度
身体障害者手帳を所持している方	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳を所持している方	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を所持している方	要介護状態区分	要介護5

▼郵便等投票証明書の発行申請方法……身体障害者手帳など障がいの程度が分かる書面を持って紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）で申請をしてください。

▼投票用紙の請求方法……投票日の4日前までに投票用紙の請求書に郵便等投票証明書を添えて紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）で申請してください。

▼そ の 他……上記に加えて上肢や視覚に一定の障がいがある方は、自宅等において郵便等による不在者投票をする場合に、申請により代理記載人が投票用紙に記載することができます。詳細については紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）へお問合せください。

■点字・録音図書の貸出し等（岩手県立視聴覚障がい者情報センター）

【問合先】岩手県立視聴覚障がい者情報センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 アイーナ4F

☎606-1743（代表）

FAX 606-1744(事務室)、606-1745(点字図書館部門)、606-1746(情報提供部門)

IPテレビ電話端末フレッツフォンから ☎050-5551-0886

●岩手県立視聴覚障がい者情報センターでは、点字・録音図書や字幕（手話）入りビデオ等の貸出のほか、各種情報提供と通訳者・ボランティア等の人材養成、育成、派遣、あっせんを行い、視聴覚障がい者の情報収集や交流の拠点となる活動を行っています。

▼対象……次の①、②のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 視覚及び、聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方とその家族
- ② 視覚及び聴覚障がい者関係の団体、学校、施設の関係者

▼館内施設……点字・録音図書閲覧室、点訳・パソコン研修室、ボランティアルーム、映写室、対面朗読室、ビデオ貸出理容室、研修室、団体活動室

▼開館時間……午前9時から午後8時まで（研修室は午後9時まで）

▼休館日……毎月末日（土日にあたる日は金曜日）、年末年始（12/28～1/3）

■NTT電話番号無料案内サービス（ふれあい案内）

【問合先】NTT東日本「ふれあい」担当

フリーダイヤル（全国共通） ☎0120-104-174

●NTT東日本では、電話帳のご利用が困難な方のためにNTTの電話番号案内を無料で提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

▼対象……次の①～④のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 視覚障がい1級から6級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 療育手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▼申込み先……手帳を持参の上、お近くのNTT東日本の窓口に来店いただくか、上記フリーダイヤルへお問合せください。

▼利用方法……登録後、104電話番号案内サービスをご利用の場合は、「ふれあい案内」とお申し出の上、あらかじめNTTに届け出た電話番号と暗証番号をNTTオペレータにお申し出ください。

■ファックス110番・メール110番

【問合先】岩手県警察本部 通信指令課

☎653-0110

- 耳が聞こえない方や言葉が話せない方が事件や事故に遭ったときの警察への緊急通報手段として、「ファックス110番」「メール110番」を利用できます。

▼対 象……聴覚障がいがある方、言語障がいがある方

▼利用方法……「何があったのか」、「どこで」、「いつごろ」、「相手（犯人）は」、「現在の状況」、「自分の住所・氏名・連絡先」など必要事項を記入し、ファックスまたはメールにて送信してください。（ファックスの場合は身近にある用紙に記入してください。）

▼ファクス番号……019 - 623 - 0110

▼メールアドレス……非公表（いたずら目的防止のため）

※対象者で今後の利用を希望する場合は、岩手県警察 通信指令課に問合せください。

▼そ の 他……スマートフォンをお持ちの方は、「110番アプリ」をインストールすることで、アプリから同様の緊急通報手段としてご利用いただけます。

■福祉声のおたより（声の広報）

【問合先】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター）

☎672-3258

- 視覚に障がいがあり、町の広報を読むことができない方等にCDによる声の広報を届けています。

▼対 象……視覚障がいがある方

▼利用方法……① 役場健康福祉課または紫波町社会福祉協議会に連絡し、利用登録を行ってください。
② 月1回、CDに録音した声の広報が、紫波町社会福祉協議会から自宅へ郵送されます。
③ 聞き終わりましたら次回再利用しますので、紫波町社会福祉協議会へ返却してください（送料は無料です）。

▼録音内容……紫波ネット、紫波町議会だより、しわ社協だより、教振だより など

■視覚障がい者用はがき（くぼみ入り）の発売

【問合先】最寄りの郵便局へ

- 郵便局では、目の不自由な方に、上下・表裏を容易に区別いただけるよう表面左下に半円のくぼみが入ったはがき（値段は同じ）が発売されています。

▼対 象……視覚障がいがある方

▼購入方法……最寄りの郵便局でお買い求めいただけます。

■はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）

【問合先】最寄りの郵便局へ

- 重度の身体障がいの方及び重度の知的障がいの方で、それぞれ配布をご希望された方に、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常郵便はがき（20枚）が入った「青い鳥郵便はがき」が、無料で配布されています。

▼対 象……次の①、②のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳 1 級、2 級の方
- ② 療育手帳Aの方

▼受付期間……4月3日から 5月31日まで ※令和5年度の実施期間です。

▼配布はがき……（1）通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）
（2）通常郵便はがき・胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙）

▼配布枚数……1 人につき、上記（1）又は（2）のいずれか1種類（20枚）

▼申出方法……最寄りの郵便局の窓口对身体障害者手帳または療育手帳を提示し、申込用紙に必要な事項を記入のうえ、提出してください（代理人による申込みも可）。
また、郵送による申出方法もありますので、詳しくは最寄りの郵便局へお問合せください。

■ヘルプマークの配布

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 義足や人工関節を使用している方、聴覚・内部障がいや難病の方、精神疾患・知的障がいがある方など、外見ではわかりづらくても援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布しています。

▼対 象……義足や人工関節を使用している方、聴覚・内部障がいや難病の方、
精神疾患・知的障がいのある方、妊娠初期の方など、
援助や配慮を必要としている方

▼配布個数……1 人につき 1 個まで

▼配布場所……紫波町役場 1 階 健康福祉課 福祉係

▼費 用……無料（配布の際に簡単なアンケートにご協力いただきます）



6. 障害福祉サービス等

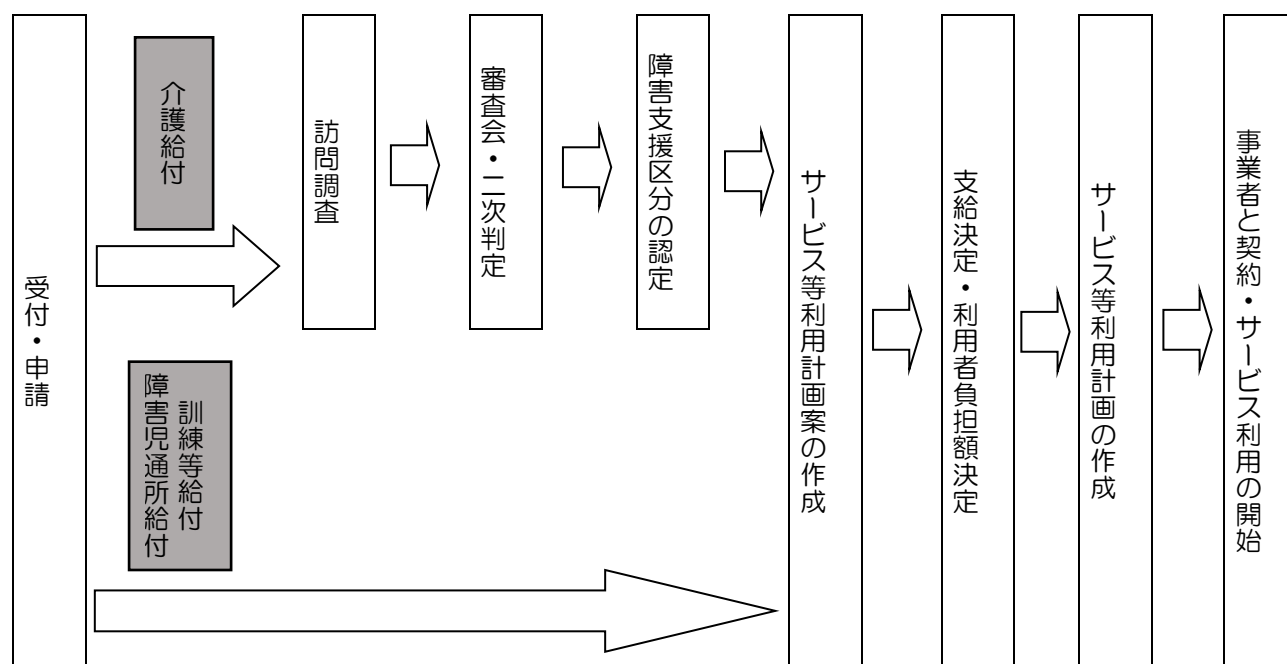
■障害福祉サービス・障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 障害福祉サービス等を利用するためには、申請手続が必要となります。
まずは、町または紫波地域障がい者基幹相談支援センター（1.相談窓口に掲載）にご相談ください。

- ▼申請……障害福祉サービス等の利用が必要な状態のとき、町に申請します。
※申請には、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等が必要です。
また、発達障害者や難病患者は診断書等が必要となりますので、事前にご確認ください。
- ▼調査……申請に基づき、障がい者又は障がい児の保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて、所定の項目に基づいた訪問調査を行います。
- ▼判定……医師や専門員で構成する審査会において、障害支援区分の二次判定を行います。
これは、訪問調査に基づいた障害支援区分の一次判定結果、かかりつけ医の意見書をもとに、障がい者の状態像を勘案しながら、一次判定結果を変更する必要があるか審査するものです。なお、障害支援区分を要しないサービスもあります。
- ▼決定・通知……判定された障害支援区分と、申請者の生活環境や要望などをもとに、サービスの支給量などを決定し、「障害福祉サービス受給者証」又は「通所受給者証」を交付します。
- ▼利用契約……サービス事業者を選択し、受給者証を提示して、利用に関する契約をします。
サービス事業所一覧は、資料に記載しています。
- ▼利用者負担……利用者負担は1割ですが、負担上限額を設定しています。

▼利用手続の概略



◆障害福祉サービス

▼在宅サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
居宅介護	居宅において、入浴・排泄・食事の介護を行います。	原則として 区分1以上
重度訪問介護	居宅において、重度肢体不自由者に入浴・排泄・食事の介護を行ないます。	区分4以上 (所定の要件有)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、必要な情報提供や介助などを行います。	区分2以上 ※身体介護を 伴う場合のみ
行動援護	自己判断能力が制限されている者が外出する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上 (所定の要件有)
重度障害者等 包括支援	居宅において、常時介護が必要な方に居宅介護と複数のサービスを包括的にを行います。	区分6 (所定の要件有)
短期入所	居宅での介護が一時的にできない時、日中及び夜間の一定期間、入所施設で入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分1以上

▼日中活動サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
療養介護	医療機関において、日中及び夜間、医療と機能訓練・療養管理・看護・介護・日常生活の総合的な世話を行います。	区分5以上 (所定の要件有)
生活介護	通所又は施設入所等により、日中、常時介護が必要な方に入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分3以上 ※50歳～2以上
自立訓練 (機能・生活訓練)	通所又は施設入所等により、一定期間の日中、居宅生活に必要な身体機能・生活能力向上のための訓練を行います。	不要
就労移行支援	通所又は施設入所等により、一定期間の日中、一般的就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。	不要
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するために助言等の支援を行います。	不要
就労選択支援 (令和7年10月～)	アセスメント手法を活用し、働く意欲や能力のある障がい者が自分自身で就労選択できるよう支援を行います。	不要
就労継続支援 (A型・B型)	通所又は施設入所等により、日中、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。	不要

▼居住支援サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
施設入所支援	入所施設において、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分4以上 ※50歳～3以上
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が共同生活を行う住居（施設等）において、夜間や休日、相談や日常生活の援助を行います。	不要
自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため、定期訪問等により日常生活における課題把握や必要な支援を行います。	不要

◆障害児通所支援

種 類	内 容	障害支援 区分認定
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。	不要
放課後等 デイサービス	就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	不要
保育所等訪問支援	児童指導員等が保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し専門的な支援を行います。	不要
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	不要

◆利用者負担

サービス利用に対する利用者負担は、国が定めたサービス報酬額の1割ですが、利用者が属する世帯の所得に応じ、下表のとおり負担上限額が設定されています。

また、入所施設における居住費・食費は実費負担ですが、障害者年金等から実費負担しても現金が手元に残るように、居住費・食費の実費負担を軽減する補足給付を行います。

▼サービス費用の1割負担の負担上限額

所得区分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	居宅で生活する障がい児	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額28万円未満)	4,600円
一般2	居宅で生活する障がい者	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額16万円未満)	9,300円
	20歳未満の施設入所者	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額28万円未満)	
一般3	上記以外		37,200円

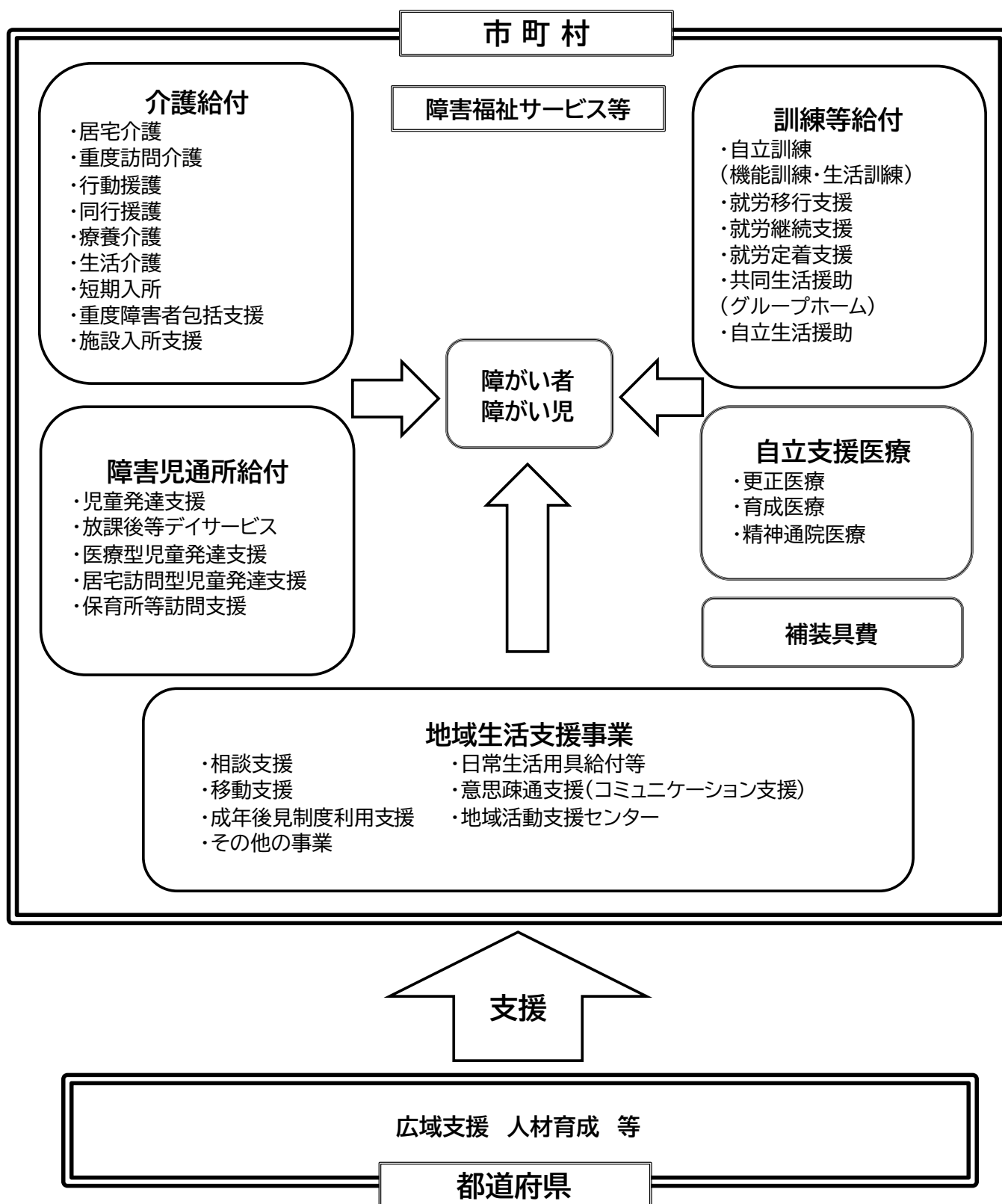
※障がい児とは18歳未満の者、障がい者とは18歳以上の者

※世帯の単位は、障がい者本人、婚姻者は夫婦単位、20歳未満者は世帯全員

▼施設入所に対する居住費・食費の補足給付内容

区 分	対 象	手元に残す現金
20歳以上の 施設入所者	60歳未満で障害年金2級受給者	月額 25,000円
	60歳以上者、障害年金1級受給者	月額 28,000円
	65歳以上者	月額 30,000円
	65歳以上で身体療護施設入所者	月額 28,000円

◆障害福祉サービス等、事業等全体のイメージ図



7. 運賃等の割引・軽減

■鉄道運賃（JR）の割引

【問合先】盛岡駅インフォメーションセンター ☎622-3456

盛岡駅お客さま相談室 ☎625-2571

《JR以外の割引については、各私鉄会社へ》

●障がい者や介護者が鉄道を利用する場合、運賃が割引されます。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

▼割引の種類等

手帳の種類	利用方法	対象者	乗車券の種類	割引率	距離制限
第1種（介護者必要） 身体障害者手帳	単独利用	本 人	普通乗車券	5割	片道100km以上
	介護者と 同行利用	本 人 介護者	普通乗車券 普通急行券 定期乗車券 回数乗車券		なし
療育手帳A					利用区間100kmまで
精神障害者保健福祉手帳					利用区間200kmまで
第2種（介護者不要） 身体障害者手帳	単独利用	本 人	普通乗車券		片道100km以上
	12歳未満の障がい 児が、介護者と同行 利用	介護者	定期乗車券	利用区間100kmまで	
療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳					

※JR線区間と私鉄等他鉄道会社線区間とまたがる場合（回数乗車券を除く）は発売範囲があらかじめ決められています。

※特急券、グリーン車、小児定期乗車券は割引されません

▼利用方法……乗車券を購入する窓口で、各手帳を提示してください。

無人駅利用のときは、車内で乗車券を購入するときに手帳を提示してください。なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。手帳に顔写真があることが必須となります。

▼そ の 他……鉄道運賃の割引については事業者ごとに異なる場合がありますので、詳細については各鉄道会社へお問合せください。

■国内航空運賃の割引

【問合先】国内の各航空会社

●満12歳以上の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び同一便に搭乗する介護者

▼割 引 額……国内の各航空会社が設定する額

▼取扱区間……定期航空路線の国内線

▼利用方法……旅行会社等で搭乗券購入の際、各種手帳を提示してください。なお、航空券購入時及び搭乗時ともそれぞれ手帳を携帯してください。

▼そ の 他……各航空会社や区間、乗車券の等級によって割引額が異なりますので、詳細については航空券購入窓口にお問合せください。

■県内路線バス運賃の割引

【問合先】岩手県交通 ☎654-2141／岩手県北バス ☎641-1212

●障がい者や介護者が岩手県交通・岩手県北バス・JRバス東北を利用する場合、運賃が割引されます。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※ただし、写真貼付のない手帳は対象となりません

▼割引の種類等（岩手県交通・岩手県北バス・JRバス東北）

手帳の種類	対象者	乗車券の種類	割引率
第1種身体障害者手帳（介護者必要） 療育手帳A	本人 介護者	運賃	5割
		定期	3割※1
第2種身体障害者手帳（介護者不要） 療育手帳B	本人のみ	運賃	5割
		定期	3割※1
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	運賃	5割※2
		定期	対象外

※1 定期券の種類により割引内容が異なりますので、詳しくは各バス会社へお問合せください。

※2 岩手県内と他県を結ぶ高速バス、特急久慈こはく号、106急行バスは対象外になります。詳しくは各バス会社へお問合せください。

▼利用方法……運賃支払いの際、各種手帳（写真あり）を提示することにより割引されますが、手帳の写真により本人であることが確認されなければなりませんので、バスを利用される方は早めの写真更新手続きが必要です。

■タクシー運賃の割引

【問合先】岩手県タクシー協会 ☎638-1761

●障がい者が県内のタクシーを利用した場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※ただし、写真貼付のない手帳は対象とならない場合があります

▼割 引 率……1割引

▼利用方法……料金支払時に、各種手帳を提示してください。

▼そ の 他……精神障害者保健福祉手帳の取扱いについては事業所によって異なる場合がありますので、詳細については各事業所へお問合せください。

■フェリー旅客運賃の割引

【問合先】国内の各フェリー会社

●障がい者がフェリーを利用する場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

▼割 引 率……国内の各フェリー会社が設定する額

▼利用方法……旅行会社等で乗船券購入の際、各種手帳を提示してください。また、乗船時には手帳を携帯してください。

▼そ の 他……各フェリー会社や区間によって割引額が異なりますので、詳細については乗船券購入窓口にお問合せください。

■有料道路通行料金の割引

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【問合先】高速道路(株) ETC割引登録係

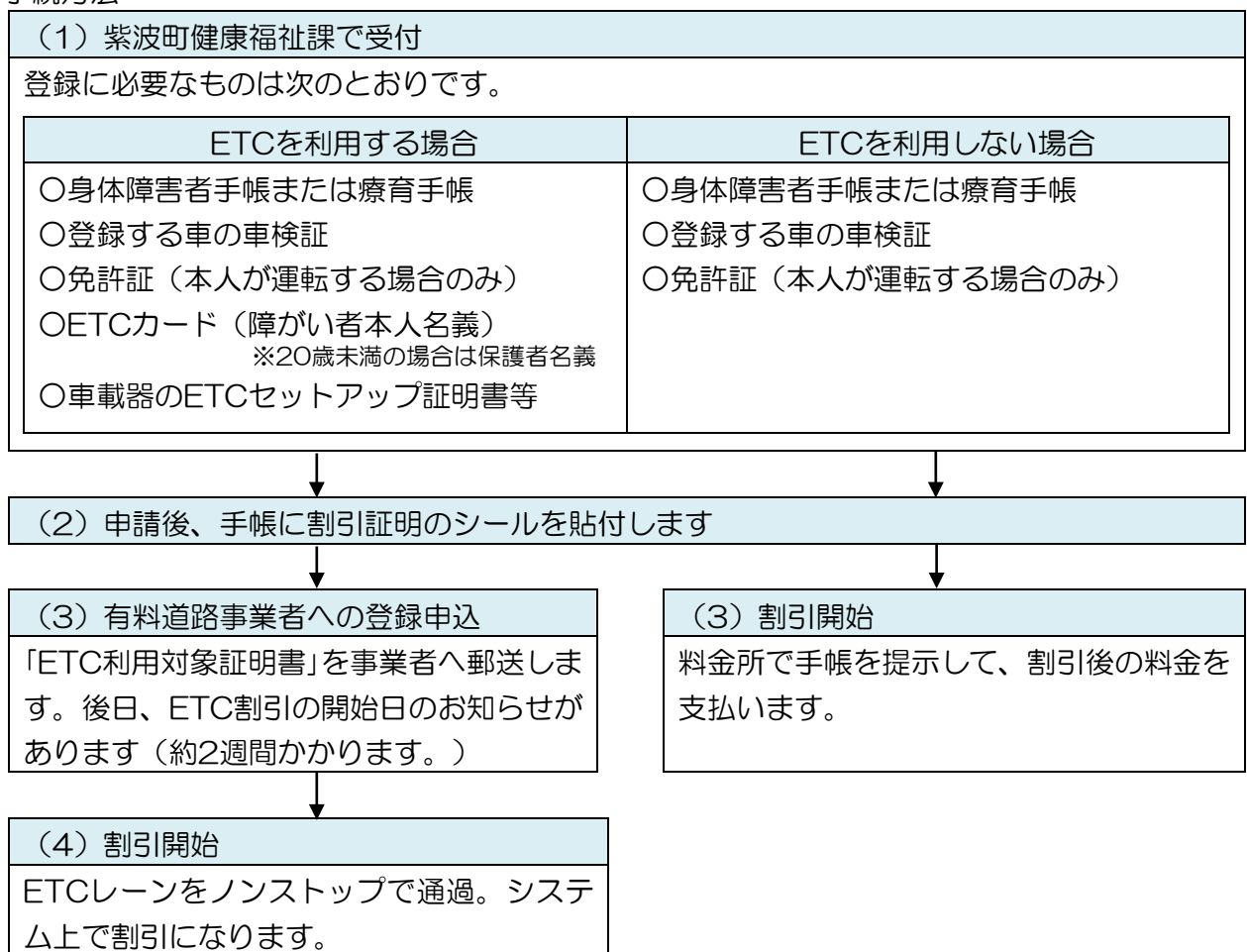
☎045-477-1233

●高速道路(株)の各社では、障がい者及びその介護者が有料道路を通行する場合、登録した乗用車1台に限り通常料金の半額にする割引を行っています。

▼対象……下記①～③のいずれかに該当する場合、割引の対象となります。

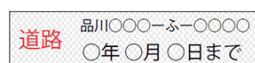
- ①(本人運転)「身体障害者手帳」の交付を受けている方が自ら運転する場合
- ②(介護者運転)「第1種身体障害者手帳」か「療育手帳A」の所持者を乗せて、介護者が運転する場合(上記の手帳をお持ちの方が自ら運転する場合も対象になります)
- ③自動車を保有していない方(事前に窓口での手続きは必要です)

▼手続方法

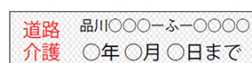


▼障害者手帳へのシール証明見本

●ご本人が運転される場合



●ご本人以外の方が運転される場合



※「介護」と記載のない場合、本割引は適用されません。

▼その他……以下の場合には更新または変更手続きが必要です。

- ①更新：割引有効期限後も継続して割引を受ける場合(2ヵ月前から更新手続きができます)
- ②変更：申請内容に変更がある場合(車両番号の変更、ETC利用者は住所やカード番号の変更等)

※自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請される方は、オンライン申請も可能です(障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要となります)

■NHKテレビ受信料の減免

【証明手続】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

【問合せ先】NHK盛岡放送局 ☎626-8823 (〒020-8555 盛岡市上田西四丁目1-3)

●障がい者に対するNHK放送受信料の減免が行われています。

▼対象及び減免内容

	全額免除	半額免除
身体障害者手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で 世帯員全員が町民税非課税	障害者手帳所持者が世帯主で 障がい種別が視覚・聴覚障がい者の方、 または身体障害者手帳1級・2級の方
療育手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で 世帯員全員が町民税非課税	障害者手帳所持者が世帯主で 療育手帳Aの方
精神障害者保健 福祉手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で 世帯員全員が町民税非課税	障害者手帳所持者が世帯主で 精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

▼手続方法……① 必要書類を持参の上、健康福祉課で「放送受信料免除申請書」をご記入いただきます。
② 健康福祉課で免除事由の確認後、証明した申請書を役場からNHK盛岡放送局へ直接送付します。
③ NHKから自宅へ減免決定通知書が郵送されます。（該当しない場合もNHKからその旨通知があります）

■携帯電話料金の割引

【問合せ先】携帯電話事業各社

●携帯電話事業の各社では、障がい者を対象とした携帯電話料金の割引を行っています。

▼対 象……次の①～⑥のいずれかの交付を受けている方が対象です。

- ① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 特定疾患医療受給者証 ⑤ 特定疾患登録者証
- ⑥ 特定医療費（指定難病）受給者証

▼割引内容……各携帯電話会社によって割引になるサービス、金額が異なりますので、詳しくはお問合せください。

▼問合せ先

携帯電話会社 (サービス名称)	携帯電話からの 問合せ電話番号	一般電話からの 問合せ電話番号
NTTドコモ (ハーティ割引)	151 (無料)	0120-800-000 (無料)
KDDI au (スマイルハート割引)	157 (無料)	0077-7-111 (無料)
ソフトバンクモバイル (ハートフレンド割引)	157 (無料)	0800-919-0157 (無料)

■自動車税・軽自動車税の減免

【問合せ先】（自動車税・） 岩手県県税センター ☎629-6546
（軽自動車税） 紫波町役場 税務課 住民税係 ☎672-2111

●障がい者本人または障がい者と同一生計の方が、障がい者所有（障がい者名義）の自動車とその障がい者のために使用されるとき、自動車税・軽自動車税が1台に限り免除されます。

※ただし、福祉タクシー事業（タクシー助成券）と併用はできません。

▼対 象……下記の障がいを有する障がい者

障がい区分		障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合
視覚障がい		1級～4級	
聴覚障がい		2級、3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障がい		1級、3級、4級	
肝臓		1級～4級	
音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	
知的障がい		A	
精神障がい		1級	

▼対 象 車……①障がい者本人運転の場合は、障がい者本人が所有する自動車（4月1日時点）
②生計同一者運転の場合は障がい者本人が所有する自動車（18歳未満の障がい児の場合は、本人の生計同一者が所有する自動車）で、障がい者の生業、通学、通院等のため運転する場合

▼手続方法……①自動車税
自動車税の納税通知書、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳、車検証、マイナンバーもしくは通知カード、運転免許証（生計同一者の運転の場合、住民票の写し等）をもって、納期限7日前までに岩手県県税センター（盛岡地区合同庁舎内）へ申請
②軽自動車税
上記と同じものをもって、納期限までに町税務課へ申請

■所得税・住民税の障害者控除

【問合せ先】（所得税）勤務先の給与担当者または盛岡税務署 ☎622-6141
（住民税）紫波町役場 税務課 住民税係 ☎672-2111

- 所得税及び住民税の申告において、申告者本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがあるときは、下記の額を控除することができます。

また、申告者と特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合は、同居特別障害者控除35万円（住民税は23万円）が、下記の控除額に加算されます。

▼控除額

控除の種類	対象障害等級	所得税の場合	住民税の場合
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1級	40万円	30万円

■相続税の障害者控除

【問合せ先】盛岡税務署 ☎622-6141

- 相続人が85歳未満で障がい者のときは、その相続人が満85歳に達するまでの期間1年（1年未満切り上げ）に付き10万円（特別障害者は20万円）を相続税額から控除します。

▼問合せ先……詳しくは、盛岡税務署にお問い合わせください。

■贈与税の非課税の特例

【問合せ先】盛岡税務署 ☎622-6141

- 特別障害者及び障害者のうち精神に障がいのある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。
この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

▼問合せ先……詳しくは、盛岡税務署にお問い合わせください。

■障害者等のマル優（一定の限度額までの非課税貯蓄）

【問合せ先】各銀行・証券会社等

- 身体障害者手帳の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方(妻)及び児童扶養手当を受けている方(児童の母)が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。
マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに書類を提出して確認を受ける必要があります。

▼問合せ先……詳しくは、各銀行・証券会社までお問い合わせください。

■おむつ費用の医療費控除

【問合先】盛岡税務署 ☎622-6141

●いわゆる寝たきりの人等のおむつに係る費用について、所定の「おむつ使用証明書」の発行を受けた場合には医療費控除の対象とされます。

▼対 象……医師の診療時において、次の①、②のいずれの条件も満たす方が対象です。

- ① 傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる方
- ② 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

▼手続方法……おむつ代の領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び医師から発行を受けた「おむつ使用証明書」を所得税の確定申告書又は住民税の申告書に添付又は提示することで、医療費控除を受けることができます。

▼そ の 他……「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保管してください。

■ストマ用装具費の医療費控除

【問合先】盛岡税務署 ☎622-6141

●人工肛門または尿路変向（更）のストマを持ち、入院中または退院後もストマ用装具を使用することが不可欠であると医師が認めた場合は、ストマ用装具の購入に係る費用は医療費控除の対象となります。

▼対 象……次の①、②のいずれの条件も満たす方が対象です。

- ① ストマ用装具を使用することが治療上必要であると医師が認めた方
- ② 日常生活用具給付券の給付金額を超過して購入した分（自費購入した分）であること

※日常生活用具給付券の給付金額の範囲で購入した分は対象になりませんので、ご注意ください。

▼手続方法……ストマ用装具の購入に係る領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び医師から発行を受けた「ストマ用装具使用証明書」を所得税の確定申告書又は住民税の申告書に添付又は提示することで医療費控除を受けることができます。

▼そ の 他……「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保管してください。

■点字郵便物の郵便料金免除

【問合先】紫波郵便局 ☎672-3300

●視覚障がい者の方が対象郵便物を郵送する場合、郵送料が免除されます。

- ▼対 象 物…… (1) 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物
(2) 視覚障がい者用の録音テープなどの録音物または点字用紙を内容とする郵便物

▼利用方法……郵便物の表面左上部（横長の場合は右上部）に「点字郵便物」と記載してください。

■聴覚障がい者用・点字ゆうパック

【問合先】紫波郵便局 ☎672-3300

●障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃で利用できます。

▼内 容

聴覚障がい者用 ゆうパック	(1) 重量が30kgを超えないもの (2) 内容が容易に認定できるように包装して出されたもの (3) 外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」の文字が明瞭に記載したもの
点字ゆうパック	(1) 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること ① 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口もしくはそれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を投資することができるようにすること ② その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること (2) 外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること

▼運 賃 表

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	310円	410円	510円	620円	720円

■あづまね温泉保養施設（ききょう荘）利用料の割引

【問合先】あづまね温泉保養施設ききょう荘 ☎673-7670

●あづまね温泉保養施設ききょう荘では、町内に住所を有する70歳以上の高齢者、及び身体・知的・精神障がい者を対象に利用料の割引を行っています。

▼施設利用料金表

区分	大人	町内 70 歳以上及び 心身に障害のある方	小学生
入浴料	500 円	400 円	200 円
回数券（13 枚綴）	5,000 円	4,000 円	2,000 円

※割引 紫波町に住所を有する70歳以上の方または心身障がい者の方は、高齢者受給者証・後期高齢者被保険証・免許証・障害を証する手帳等をご提示の場合、割引料金となります。

8. その他の支援

■避難行動要支援者の登録

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●町は、災害時において命を守る方策の一つとして、地域に自分の状況を発信し、可能な範囲で避難を手伝ってもらうために「避難行動要支援者台帳」への登録を勧奨しています。

▼対象 象……紫波町内に住所があり、次の①～⑤のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 75歳以上の方のみで世帯を構成されている方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下に該当される方
(視覚障がい1～2級、聴覚障がい2級、肢体不自由1～2級)
- ④ 療育手帳A
- ⑤ その他町長が援護を必要と認める方

■成年後見制度（盛岡広域成年後見センター）

【問合先】盛岡家庭裁判所 ☎622-3165（盛岡市内丸9-1）

盛岡広域成年後見センター ☎626-6112（盛岡市大通1-1-6 岩手教育会館2F）

●成年後見制度は、知的障がい者、精神障がい者、認知症の高齢者など、判断能力が不十分な方々が財産管理（預貯金の管理、不動産の管理・処分）や身上監護（介護保険サービス・障害福祉サービス等の利用）に関する契約を行うとき、裁判所が選任した後見人等が法律に基づいて、その行為を代行します。

本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助に区分されます。

▼対象者と援助の種類

	後 見	保 佐	補 助
対象	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力を欠く状況にある方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が著しく不十分な方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方
職務	本人に代わって預貯金に関する取引、介護や治療に関する契約の締結、財産管理等	本人が行う重要な財産行為に同意することや、保佐人の同意を得ない財産行為を取り消すこと等	本人の意思を尊重しながら、適切な同意を与えることや、本人の行為を取り消すこと等

▼必要書類……申立書、本人の戸籍謄本、申立事情説明書、収入印紙、郵便切手、診断書、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、鑑定費用、本人や後見人等候補者の住民票または戸籍の附票 など

▼手続方法……家庭裁判所に成年後見を開始したいことの申立てを行います。
申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人、検察官、市町村長等です。申立てから後見人等の決定までに3ヶ月くらいかかります。

▼そ の 他……制度利用についてのご相談は、盛岡広域成年後見センターまたは役場（長寿介護課 高齢者支援係、健康福祉課福祉係）までご相談ください。

■住民検診料金の免除

【問合先】 紫波町 健康福祉課 成人保健係 ☎672-2111

▼検診・検診名等

健康診査等の種類	対象者 (年齢基準日：令和9年3月31日)	内容	自己負担額
若年者健康診査	35～39歳 (職場などで健康診査を受けていない人)	血液検査 尿検査 血圧測定など	1,500円
肺がん検診	40歳以上	胸部のレントゲン 撮影	500円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査	500円
胃がん検診	40歳以上	胃のレントゲン 撮影	40～69歳 2,000円
			70歳以上 500円
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数歳の女性	内診・細胞診	1,500円
乳がん検診	40歳以上の奇数歳の女性	乳房のレントゲン 検査	1,500円

下の①～⑤に該当する人は、上記表の自己負担額が無料になります。

確認書類をご準備の上、検診当日、受付で提示してください。確認書類の提示がない場合は無料となりません。また、検診受診後の払い戻しはできません。

▼受診料金免除の該当要件

対象となる人	確認書類
①70歳以上の人（胃がん検診を除く）	本人確認できるもの（マイナンバーカード等）
②身体障害者手帳1～3級・療育手帳及び 精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳
③生活保護受給者	受付で申し出てください（書類不要）
④住民税非課税世帯の人 （世帯員全員が住民税非課税の人）	申出書の写し ※本年度から手続き方法を変更しました。 受診日の一週間前までに、紫波町役場健康福祉課 で申出が必要です。 （税務課・町民課での課税証明書取得は不要となり ます。）

9. 障がい者団体の活動

■紫幸会（精神障がい者家族会）

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 紫幸会は、町内の精神障がい者を持つ家族が昭和48年に立ち上げた組織です。
他人には話せない家族の悩みや苦しみを語り合い、お互いに励まし合い、「心の病」への対応方法を学習することにより、当該家族の生活がより良い方向に進むことを目的として、下記のような活動を行っております。

- ▼主な活動……○研修会並びに各大会参加
○相談事業
○会員交流（親睦会）
○会活動のPR（会員の拡大活動）

▼年会費 1,500円

■さくら会（精神障がい者当事者会）

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- さくら会は、当時の精神障害者小規模作業所であった「さくら製作所」に通う方々が、昭和53年に結成した組織です。
年に5～6回、調理実習・小物づくり・歌唱練習等の活動を中心に、交流会・研修視察・各種大会やイベントへの参加、会員同志の交流、家族会や地域との交流会を行っています。
現在も、会員の多くは就労継続事業所「さくら製作所」に通所する方々で、精神保健福祉ボランティアの方々との交流も深めています。

▼年会費 1,000円

■ゆいっこの会（紫波町精神保健ボランティアの会）

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 紫波町と盛岡保健所が共催で開催した「精神保健ボランティア養成講座」の修了生が、「自分の出来ることを無理しないで、長続きする活動を」をモットーに、平成10年に結成したボランティアグループです。
精神障がい者との共生できる社会を目指し、精神保健福祉の向上を図ることを目的に、精神障がい者の作業・生活訓練を共同して行う事と合せ、「紫幸会」や「さくら会」の会員と交流を深めながら、精神保健福祉関連団体と共にイベント等の企画及び参加に協力しています。
また、会独自の活動として、機関紙「ゆいっこ通信」の発行や研修会への参加、会員間の情報交換など、資質の向上にも努めています。

■紫波町身体障がい者福祉協会（身体障がい者当事者会）

【問合先】紫波町身体障がい者福祉協会事務局（紫波町総合福祉センター内）

☎ 672-3258

●紫波町身体障がい者福祉協会は昭和38年に発足し、現在の会員は約77名です。

障がい者も地域住民と共に社会に参加し、会員相互の融和を保ちながら障がい者福祉の向上のために、関係機関や団体との連携を図りながら活動しております。

“小さな一人の力もみんなであわせると大きな力になります。”

“みんなで助け合いの輪を広げ、楽しく活動していきましょう。” ぜひご加入を！

- ▼主な活動
- 町身障協合同座談会の開催
 - 会員の親睦旅行
 - 岩手県身障協スポーツ大会参加
 - 町身障協ニューススポーツ交流会
 - 諸制度の活用等、会員への働きかけ

▼年会費 800円

■紫波町手をつなぐ親の会（知的障がい者家族会）

【問合先】紫波町手をつなぐ親の会事務局（紫波町総合福祉センター内）

☎ 672-3258

●手をつなぐ親の会は、町内の知的障がい者を持つ家族が昭和47年に立ち上げた組織です。

知的障がい者（児）とその家族が、相互に協力し励まし合い、ともに育み合っていく事を目的として、下記のような活動を行っております。

- ▼主な活動
- 研修会並びに大会参加
 - 施設見学
 - 相談事業
 - ふれあい交流会の開催
 - 会員拡大活動等（会報の発行）

▼年会費 3,000円

■朗読ボランティア「銀の鈴」（視力障がい者を支援するボランティア会）

【問合先】 紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター内）

☎ 672-3258

- 朗読ボランティア「銀の鈴」は、昭和62年に発足したボランティアグループです。
町内の視覚障がい者に対して、朗読によって町内の情報を提供することを目的として活動しており。
現在は7名の会員で活動しています。

▼主な活動 ○朗読と音読

（紫波ネット、議会報、しわ社協だより、しわの教振、
ウォーターワークス、めぐりっと紫波）

○年1回利用者との交流会

○朗読学習会への参加

■オレンジの会（重度の障がい児・者の家族で構成される家族会）

【問合先】 オレンジの会事務局（生活介護紫波南さぷり内）

☎ 681-1165

- オレンジの会は、紫波町近郊の障がい児・者の家族で構成される家族会で、重い障がいがあっても健やかで豊かな地域生活を実現するために活動しています。
現在10名の会員で活動しており、年代も様々です。定例会では障がい者を育てている中での悩みや困りごとなど、少人数だからこそざっくばらんに話しています。随時会員を募集しています。
親たちの願いが少しずつ実現できるよう一緒に活動していきましょう。

▼主な活動 ○定例会（情報交換など）

○施設見学

○学習会（講演会など）

○親子芋煮会、食事会

○宿泊体験

○ふれあいフェスタにバザー出店 など

■紫波の子育てを支援する会あれんと（発達障がいなどで悩む父母を支援する会）

【問合先】 あれんと事務局（虹の保育園内）

☎ 673-7609

- あれんとでは、発達障がい特性のある子どもの子育てで悩む親が増えている現状を踏まえ、医療・教育・福祉の関係者が連携して楽しく子育てができる環境づくりを目的として活動しています。
定期的に子育て相談会を開催し、少しでも不安が解消する方向が見出せるお手伝いをします。

▼主な活動 ○ペアレントトレーニング研修会

○子育て相談会（年4回）

○子ども拡大ネットワーク会議（年4回）

○サポートブック作成 など

参 考 資 料

◆身体障害手帳の等級別内容

※太線より上は第一種（介護者を要する）、下は第二種（特別な介護者を要しない）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの			
2 級	①眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はしゃく機能の喪失
4 級	①両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害
5 級	①両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の離れた距離で発声された会話を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
備考	①同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。 ③異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう ⑤「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥上肢又は下肢欠損断端の長さは、実用長（上肢においては脈窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

◆身体障害手帳の等級別内容

※太線より上は第一種（介護者を要する）、下は第二種（特別な介護者を要しない）

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が腓側に比して10センチメートル以上又は腓側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が腓側に比して5センチメートル以上又は腓側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が腓側に比して3センチメートル以上又は腓側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

◆身体障害手帳の等級別内容

※太線より上は第一種（介護者を要する）、下は第二種（特別な介護者を要しない）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2 級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
5 級							
6 級							

★日常生活用具の支給基準

分類	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1. 身体障害者又は身体障害児であって、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上の者（身体障害児においては原則として学齢児以上のもの） 2. 寝たきりの状態にある難病患者。	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	1. 身体障害者又は身体障害児であって、下肢又は体幹機能障害の等級が1級以上で、常時介護が必要な者。身体障害児の場合は、下肢又は体幹機能障害の等級が1級又は2級の者。（原則3歳以上） 2. 知的障害者もしくは知的障害児で、障害程度が重度又は最重度である者。 3. 寝たきりの状態にある難病患者。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が1級で、常時介護が必要な者。（原則学齢児以上） 2. 自力で排尿できない難病患者。	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの。	67,500円	5年
	入浴担架	身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上で、入浴にあたって家族や他人の介助が必要な者。（原則3歳以上）	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上で、入浴にあたって家族や他人の介助が必要な者。（原則3歳以上） 2. 寝たきりの状態にある難病患者。	対象者又は介護者が容易に体位を変換できるもの。	15,000円	5年
	移動用リフト	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上の者。（原則3歳以上） 2. 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。	介護者が対象者を容易に移動させることができるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上の者。（原則3歳以上）	原則として付属のテーブル付きとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	1. 身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上の者。（原則学齢児以上） 2. 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。	腕又は脚の機能訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能の障害があり、入浴に介助が必要な者。（原則3歳以上） 2. 入浴に介助を要する難病患者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水補助ができ、対象者又は介護者が容易に使用できるもの。（既存の浴槽で入浴できない場合は、簡易浴槽を含む。）ただし、設置において住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の等級が2級以上の者。（学齢児以上） 2. 常時介護を要する難病患者。	対象者が容易に使用でき、手すりの取り付けが可能なもの。ただし、設置において住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	頭部保護帽	障害者のうち、平衡機能もしくは下肢又は体幹機能の障害があり、転倒の恐れがある者。てんかん等の発作があり、転倒の恐れがある者。	対象者が容易に使用でき、確実に安全が確保できる形状、機能を有するもの。	スポンジ・革製 15,656円 革・プラスチック製 37,852円	3年
	つえ	障害者のうち、平衡機能もしくは下肢又は体幹機能の障害があり、支持が困難なために転倒の恐れがある者。	対象者が容易にかつ安全に使用できるT字状又は棒状のもの。ただし、単体で使用するものに限る。	木製 2,310円 軽金属製 3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	1. 身体障害者又は身体障害児で、平衡機能もしくは下肢又は体幹機能の障害があり、家庭内の移動において介助を必要とする者。（3歳以上） 2. 下肢に障害のある難病患者。	次の性能を有する手すりやスロープ。ただし、設置において住宅改修を伴うものを除く。 ①対象者の身体機能を状態に応じ、必要な強度と安定性を兼ね備えたもの。 ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、あるいは段差解消に供するもの。	60,000円	8年
	特殊便器	1. 身体障害者又は身体障害児で、上肢障害の等級が2級以上の者。（学齢児以上） 知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度もしくは最重度であり、訓練を行っても排便後の処理が困難な者。 2. 上肢機能に障害のある難病患者。	対象者が足踏みペダルで温水・温風を出せるもの、及び介護者が足踏みペダルで温水・温風を出せるもの。	151,200円	8年

分類	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報機	次に掲げる火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯 ①身体障害者又は身体障害児で、等級が2級以上の者。 ②知的障害者又は知的障害児として判定され、障害の程度が重度もしくは最重度である者。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの。	15,500円	8年
	自動消火器	次に掲げる火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯 ①身体障害者又は身体障害児で、等級が2級以上の者。 ②知的障害者又は知的障害児として判定され、障害の程度が重度もしくは最重度である者。 ③難病患者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期の火災を消火できるもの。	28,700円	8年
	電磁調理器	次に掲げる障害者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯 ①身体障害者のうち、視覚障害の等級が2級以上の者。 ②知的障害者又は知的障害児として判定され、障害の程度が重度もしくは最重度である者。	対象者が容易に使用できるもの。	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害の等級が2級以上の者。（学齢児以上）	対象者が容易に使用できるもの。	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者で、聴覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。ただし、日常生活上必要と認められる場合に限る。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	身体障害者又は身体障害児で、腎臓機能障害の等級が3級以上で、自己連続携帯式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う者。	透析液を加湿し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	1. 身体障害者又は身体障害児で、呼吸器機能障害の等級が2級以上の者、又は同程度の障害があると認められる者。（学齢児以上） 2. 呼吸器機能に障害のある難病患者。	対象者が容易に使用できるもの。	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	1. 身体障害者又は身体障害児で、呼吸器機能障害の等級が3級以上の者、又は同程度の障害があると認められる者。（学齢児以上） 2. 呼吸器機能に障害のある難病患者。	対象者が容易に使用できるもの。	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者又は身体障害児で、呼吸器機能もしくは心臓機能障害がある者、又は同程度の障害があると認められる者で、医療保険による在宅酸素療法を行うもの。	対象者が容易に使用できるもの。	17,000円	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	1. 身体障害者又は身体障害児で、呼吸器機能もしくは心臓機能障害がある者、又は同程度の障害があると認められる者で、医療保険による在宅酸素療法を行うもの。 2. 人工呼吸器の装着が必要な難病患者。	対象者が容易に使用できるもの。	52,500円	5年
	盲人用体温計（音声式）	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。（学齢児以上）	対象者が容易に使用できるもの。	9,000円	5年
	盲人用体重計	身体障害者で、視覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。	対象者が容易に使用できるもの。	18,000円	5年
	盲人用血圧計（音声式）	身体障害者で、視覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。	対象者が容易に使用できるもの。	15,000円	3年
	タッチメモ	身体障害者で、視覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。	対象者が容易に使用できるもの。	26,800円	5年
	携帯用会話補助装置	身体障害者又は身体障害児で、音声機能もしくは言語機能又は肢体に障害があり、発声・発語に著しい障害を有する者。（学齢児以上）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があり、対象者が容易に使用できるもの。	98,800円	5年

分類	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害又は上肢障害の等級が2級以上の者。 <u>ただし、パソコンを使うことにより、就労もしくは就学又は社会参加が見込まれる場合に限る。</u> （学齢児以上）	特殊入力装置、音声合成装置、ディスプレイ拡大装置、点字プリンターなど、パソコンの利用に必要となる対象者の障害に応じた周辺機器で、対象者が容易に使用できるもの。 <u>ただし、パソコン本体は除く。</u>	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	身体障害者又は身体障害児で、視覚及び聴覚に重複した重度障害があり、双方の等級がいずれも2級以上の者。又は視覚障害が2級以上で、本用具の使用が必要であると認められる者。	文字等であらわされるのコンピュータ情報を、点字等に変換することができるもの。	383,500円	6年
	点字器	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害がある者。	本機器により文字認識が可能になるもので、対象者が容易に使用できるもの。	標準型真鍮製 20,000円 標準型ブラ製 8,500円 携帯用アルミ製 8,000円 携帯用ブラ製 1,850円	標準型7年 携帯用5年
	点字タイプライター	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害の等級が2級以上の者。 <u>ただし、就労もしくは就学している者又は就労が見込まれる場合に限る。</u>	対象者が容易に使用できるもの。	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害の等級が2級以上の者。（学齢児以上）	音声等により、操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAI SY方式による録音及び再生が可能な製品で、対象者が容易に使用できるもの。 又は、同じ方式による再生専用の製品で、対象者が容易に使用できるもの。	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害の等級が2級以上の者。（学齢児以上）	文字情報や画面上に表示される文字情報を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力するもので、対象者が容易に使用できるもの。	115,000円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害があり、本装置により読書等が可能になる者。	本や印刷物の上に本装置を置くことで、拡大された画像や文字をモニターに映し出すもので、対象者が容易に使用できるもの。	198,000円	8年
	盲人用時計	身体障害者で、視覚障害の等級が2級以上の者。 <u>ただし、音声時計は手先の触覚に障害があるために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。</u>	対象者が容易に使用できるもの。	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
	聴覚障害者用振動腕時計	身体障害者で、聴覚障害の等級が2級以上の者のみで構成する世帯又はこれに準じる世帯。	対象者が容易に使用できるもの。	10,479円	3年
	聴覚障害者用通信装置	身体障害者又は身体障害児で、聴覚障害又は音声及び発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡の手段として本用具が必要であると認められる者。	一般電話に接続することができ、音声の代わりに文字による通信が可能な機器で、対象者が容易に使用できるもの。	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者又は身体障害児で、聴覚障害があり、テレビの視聴に本用具が必要であると認められる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組、並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画像に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する装置を有するもので、対象者が容易に使用できるもの。	88,900円	6年
	人工咽頭	身体障害者又は身体障害児で、咽頭の摘出又は発声に關与する筋肉に麻痺が生じたことで発声が困難な障害があり、他者との意思伝達の手段として本用具が必要であると認められる者。	対象者が容易に使用できるもの。 <u>ただし、手術を伴う場合を除く。</u>	笛式 5,150円 電動式 72,203円	笛式4年 電動式5年

分類	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	福祉電話（貸与）	身体障害者で、聴覚障害又は外出困難な障害の等級が原則2級以上で、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要があると認められる者、及びファックス貸与者。ただし、身体障害者のみで構成する世帯及びこれに準じる世帯に限る。	対象者が容易に使用できるもの。	—	—
	ファックス（貸与）	身体障害者で、聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害の等級が3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要があると認められる者。ただし、電話によるコミュニケーションが困難な障害者のみで構成する世帯及びこれに準じる世帯に限る。	対象者が容易に使用できるもの。	—	—
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害がある者が本機器を共同利用する施設のうち、身体障害者福祉法に基づく点字図書館又は身体障害者福祉センターB型施設に限る。	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき入力した文章を自動的に点字変換し、点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができる機能を有し、対象者が容易に使用できるもの。	1,030,000円	—
	点字図書	身体障害者又は身体障害児で、視覚障害がある者。ただし、情報の入手を主に点字によって行っている場合に限る。	点字により作成された図書。	対象者一人につき 年間6タイトル又は24巻を上限	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	身体障害者又は身体障害児で、ぼうこう又は大腸機能障害があり、排尿等の行為に本用具が必要となる者。	対象者が身体に装着して排泄物を溜めることができ、清潔、かつ容易に使用できるもの。	蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円	6カ月分を一括交付することが可能
	紙おむつ等 ・紙おむつ ・洗腸用具 ・サラン ・ガーゼ	1. 3歳以上で膀胱又は直腸機能障害の障害者手帳認定を受け、次のいずれかに該当するため、紙おむつ等の用具類を必要とする者。 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者。 ②先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害がある者。 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者。 2. 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害等により排尿もしくは排便の意思表示が困難で、次のいずれにも該当する者。 ①自力でトイレに行くことができない。 ②自力で便座に座ることができない。 ③介助による定時排泄をすることができない。	対象者が容易に使用でき、身体を清潔に保つことができる機能を有するもの。	12,000円	6カ月分を一括交付することが可能
	収尿器	身体障害者で、脊髄損傷などにより排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者。	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置付きで、対象者が容易に使用できるもの。	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具	1. 身体障害者又は身体障害児で、下肢、体幹機能障害のうち移動障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害があり、障害等級が3級以上で特に必要と認められる者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害の等級が2級以上で特に必要と認められる者。（学齢児） 2. 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者のうち、特に必要と認められる者。	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	原則1回とし、障害支援区分に2段階以上の上昇があった時にもう1回申請可能

★日常生活用具購入に係る1割利用者負担の月額負担上限額

世帯区分	所得要件	月額負担上限額
生活保護	障害者又は障害児で、生活保護受給世帯に属するとき	0円
低所得者	障害者又は障害児で、町民税非課税世帯に属するとき	0円
一般1	障害児で、町民税所得割の世帯全員の合計額が28万円未満のとき	4,600円
一般2	障害者で、町民税所得割の世帯全員の合計額が16万円未満のとき 法34条第1項に規定する施設に入所する20歳未満の者で、町民税所得割の世帯全員の合計額が28万円未満のとき 療養介護の支給決定を受けた20歳未満の者で、町民税所得割の世帯全員の合計額が28万円未満のとき	9,300円
一般3	上記に該当しないとき	37,200円

※「障害児」とは18歳未満の者、「障害者」とは18歳以上の者

※「世帯」の算定は、障害者本人、既婚者は本人と配偶者、18歳未満の者は世帯全員で行うこと

※「法」とは障害者総合支援法

※一月に2種類以上の日常生活用具を申請した場合は、合算して月額負担上限額を計算すること

●居宅介護等事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
紫波町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	（社福）紫波町社会福祉協議会	028-3304	紫波町二日町字古館356-1	019-671-1577
グリーンケア	（株）グリーンケア	028-3305	紫波町日詰字郡山駅164-1	019-656-8785
訪問介護事業所虹のいえ	しわナーシングホーム虹（株）	028-3309	紫波町北日詰字大日堂2番地1	019-613-3117
ヘルパーステーションやはば	（医社）帰厚堂	028-3621	矢巾町又兵工新田5-67-1	019-698-1385
訪問介護事業所あんどけあ	（同）N・Kラボ	028-3614	矢巾町又兵工新田3-200-14	070-1358-9374
ルボン訪問介護事業所	岩手T-design（株）	028-3615	矢巾町南矢幅8-111-6	019-681-9138
ニチケアセンター矢巾	（株）ニチ学館	028-3615	矢巾町大字南矢幅12-237-1	019-698-1266
ニチケアセンター盛岡南	（株）ニチ学館	020-0835	盛岡市津志田14-112	019-614-0031
ニチケアセンター仙北	（株）ニチ学館	020-0861	盛岡市仙北三丁目16番38号	019-656-1391
ヘルパーステーションはるかぜ	（同）スプリングブリーズ	020-0401	盛岡市手代森6-36-3	019-675-1301
めだかのヘルパーステーション	（有）いわてにっかコミュニティ企画	020-0403	盛岡市乙部31地割17番地	019-675-1199
アースサポート盛岡南	アースサポート（株）	020-0866	盛岡市本宮一丁目2番1号	019-656-4900
アースサポート盛岡津志田	アースサポート（株）	020-0836	盛岡市津志田西二丁目14番5号	019-637-5900
訪問介護ステーションベル	（株）レゾナンスハート	020-0866	盛岡市本宮一丁目15番8号	019-601-3778
訪問介護事業所ばんだ	（株）ばんだ	020-0107	盛岡市松園二丁目1番1号	019-681-8206
ヘルパーステーション結いの手	（株）グッドナース	020-0866	盛岡市本宮四丁目39番20号	019-681-2800

●重度訪問介護一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
訪問介護事業所ばんだ	（株）ばんだ	020-0107	盛岡市松園二丁目1番1号	019-681-8206
ホームケア土屋いわて	（株）土屋	020-0883	盛岡市志家町2番6号	050-3172-5892

●同行援護（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
ヘルパーステーションやはば	（医社）帰厚堂	028-3621	矢巾町又兵工新田5-67-1	019-698-1385
ニチケアセンター盛岡南	（株）ニチ学館	020-0835	盛岡市津志田14地割112番地	019-614-0031
岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ	（社福）岩手県視覚障害者福祉協会	020-0015	盛岡市本町通3丁目6番20号	019-622-1855

●行動援護（紫波郡内、近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
福祉事業所ハピネス	（同）ウェルビーイング	028-3621	矢巾町広宮沢10-518-2	019-601-9732
福祉サービス びすけっと	（同）びすけっと	020-0866	盛岡市本宮四丁目1番32号	019-656-1495

●生活介護事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
けやき学園	（社福）紫波町社会福祉協議会	028-3308	紫波町平沢字境田44番地1	019-672-3258
生活介護紫波南さぶり	（特非）紫波さぶり	028-3305	紫波町日詰字中新田226番地1	019-681-1165
生活介護陽だまり	（株）大坊	028-3317	紫波町南日詰字箱清水3番15号	019-613-6606
生活介護センター「いちご園」	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割339番地	019-698-2840
桜の園	（特非）ふるさと福祉会	028-3623	矢巾町大字煙山1地割57番地8	019-697-0022
ワークセンターむろおか	（社福）新生会	028-3625	矢巾町大字室岡12-124	019-697-6856
障害者支援施設 新生園	（社福）新生会	028-3625	矢巾町大字室岡12-125	019-697-6831
障害者支援施設 第二新生園	（社福）新生会	028-3617	矢巾町大字太田第17地割54番地	019-697-8011
岩手県立療育センター「かがやき」	岩手県	028-3602	矢巾町藤沢2-29-1	019-601-3250
障害者支援施設太田の園	（社福）千晶会	020-0053	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-3366
ヒソブ工房	（社福）カナンの園	020-0147	盛岡市大館町28番53号	019-646-8581
あすなろ園	（社福）手をつなぐ	020-0853	盛岡市下飯岡8地割106番地	019-632-1655
地域生活支援センター「歩夢」	（社福）岩手県社会福祉事業団	020-0114	盛岡市高松三丁目7番33号	019-662-6852
きさいや	Rashiku（株）	020-0122	盛岡市みだけ六丁目11番40号	019-656-8172
障害者支援施設 緑生園	（社福）岩手更生会	028-0854	盛岡市上飯岡2地割51番地3	019-639-6170
指定障害者支援施設 岩手ワークショップ	（社福）岩手県身体障害者福祉協会	020-0177	盛岡市緑ヶ丘二丁目4番60号	019-661-7389
指定障害者支援施設 元気丸	（社福）いざい牧場	020-0812	盛岡市川目第6地割93番4	019-666-2323
シーキューブ	（株）八角商店	020-0831	盛岡市三本柳23地割65番地1	019-601-2310
みたけの杜	（社福）岩手県社会福祉事業団	020-0633	滝沢市穴口203-4	019-641-0205
瑞雲荘	（社福）千慈会	020-0778	滝沢市大釜吉水96番地1	019-684-1621
障害者支援施設 うぐいすの郷	（社福）康済会	020-0572	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
生活介護施設 ブルリの杜	（一社）自閉症いわての郷	028-3185	花巻市石鳥谷町大瀬川第10地割21番地	0198-41-4420
ルンビニー苑	（社福）光林会	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-2706
やさわの園	（社福）岩手県社会福祉事業団	020-0014	花巻市高松第7地割143	0198-31-2020
松風園	（社福）岩手県社会福祉事業団	028-3171	花巻市中寺林7-46-3	0198-45-3016
萩の江	（社福）方光会	024-0334	北上市和賀町藤根14地割144番地15	0197-71-7066
障がい者支援施設 高館の園	（社福）ともし会	028-0303	遠野市宮守町下舘沢33地割216番地5	0198-66-2576
一関リハビリセンター	（社福）仁愛会	021-0901	一関市真柴字楓木立46番地15	0191-21-3225
つつじ	（社福）岩手県社会福祉事業団	028-5133	一戸町中山字軽井沢139番地1	0195-35-2191
障がい者支援施設 みやび	（社福）桂泉会	028-5711	二戸市金田一上田面301番地2	0195-43-4337
生活介護事業所 太陽の里	（社福）桂泉会	028-6222	軽米町山内第12地割字太田向89番地1	0195-47-2933
しんあおもり	（社福）ゆきわり会	038-0003	青森県青森市石江字岡部2番地7	017-766-7333

●自立訓練事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

<機能訓練>

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 岩手県立療育センター	岩手県	028-3609	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777

<生活訓練>

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 岩手県立療育センター	岩手県	028-3609	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777
手をつなぐ就職支援センター 「mu・cre」	（社福）手をつなぐ	020-0853	盛岡市下飯岡第15地割77番地3	019-613-7197
多機能型施設ひだまりの家	（一社）いわてひだまり農園	020-0625	滝沢市葉の木沢山555-5	019-601-8133

●就労移行支援事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 岩手県立療育センター	岩手県	028-3609	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777
ワークセンターむろおか	（社福）新生会	028-3625	矢巾町大字室岡12-124	019-697-6856
とんかんカナン事業所	（社福）カナンの園	020-0836	盛岡市津志田西二丁目16番地91号	019-681-3004
セラピー・ジョブトレーナー	（株）ソルド	020-0023	盛岡市内丸1番6号	019-601-9691
手をつなぐ就職支援センター 「mu・cre」	（社福）手をつなぐ	020-0853	盛岡市下飯岡第15地割77番地3	019-613-7197
よもや	（株）ヨモヤ商店	020-0032	盛岡市夕顔瀬町4番4号	019-601-2590
ディーキャリアいわて・盛岡オフィ	桜千（株）	020-0878	盛岡市肴町3番21号	019-681-7380
アイエスエフネットジョイ盛岡事業所	（株）アイエスエフネットジョイ	020-0034	盛岡市盛岡駅前通15番18号 ラヴィ4階	019-604-7132
ココエール	（株）RyuPlus	020-0874	盛岡市南大通一丁目8番7号 CFC第1ビル4階	019-681-4182
ファーム神明町	（特非）フラット寺町	020-0884	盛岡市神明町7番5号	019-681-7913
チャレンジドジャパン盛岡センター	（株）チャレンジドジャパン	020-0021	盛岡市中央通一丁目7-35 コアフィールドモリオカ4階	019-656-1622
松風園	（社福）岩手県社会福祉事業団	028-3171	花巻市中寺林7-46-3	0198-45-3016

●就労継続支援A型一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
ことりファーム	（同）ほっぷステップ	028-3307	紫波町桜町1丁目2-4 細川産業ビル1階B号室	019-601-3631
つどい	（株）アスレクト	020-0866	盛岡市本宮字小林57番地5	019-681-0277
ヴィータ	（株）はちのへ東奥朝日ソリューション	020-0024	盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館1002号	019-613-2580
ばんがい市場	（同）ほっぷステップ	020-0884	盛岡市神明町5-19	019-604-6002
ドリームファーム	（一社）ドリームファーム	020-0403	盛岡市乙部29地割43号	019-601-6315
福祉バンク3Rセンター	（社福）盛岡市民福祉バンク	020-0122	盛岡市みたけ一丁目5番45号	019-647-3366
ベアー岩手	（株）ベアー	020-0026	盛岡市開運橋通2番23号 メイプル中央ビル1F	019-656-6699
あすなろ園産直羽場店	（社福）手をつなぐ	020-0841	盛岡市羽場16地割63番地	019-638-3055
ウーリー盛岡	WOOLLY（株）	020-0034	盛岡市盛岡駅前通3番53号 第六基ビル4階404号室	019-623-2206
ファーム神明町	（特非）フラット寺町	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 アイーナ4階	019-681-7913
GreenTable	社福サポート（株）	020-0125	盛岡市上堂一丁目2番5号	019-681-0148
リアライズ花巻	（株）リアライズ岩手	028-3163	花巻市石鳥谷町八幡7地割 30-25	0198-29-6844
就労支援センタールンビニー	（社福）光林会	025-0052	花巻市野田335-2	0198-23-0758
福祉工場カナン牧場	（社福）カナンの園	028-5134	一戸町奥中山字西田子1027番地8	0195-35-2583

●就労継続支援B型一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
さくら製作所	（社福）紫波町社会福祉協議会	028-3308	紫波町平沢字長尾沢5-3	019-672-5038
けやき学園	（社福）紫波町社会福祉協議会	028-3308	紫波町平沢字境田44番地1	019-672-1266
ムーブメントしわ（しあわせキッチン）	（特非）ムーブメント	028-3452	紫波町片寄字山田前441番地	019-613-7008
ことりファーム	（合）ほっぷステップ	028-3307	紫波町桜町1丁目2-4 細川産業ビル1階B号室	019-601-3631
soreil 陽だまり	（株）大坊	028-3446	紫波町下松本字上渡8	019-613-8718
障害者支援施設 第二新生園	（社福）新生会	028-3617	矢巾町大字太田第17地割54番地	019-697-8011
あさあけの園	（社福）新生会	028-3614	矢巾町大字又兵工新田6-17-2	019-697-6537
ワークセンターむろおか	（社福）新生会	028-3615	矢巾町大字又兵工新田6-17-3	019-697-6538
フォレストファーム	（有）フォレスト百万石	028-3623	矢巾町大字煙山第31地割60-5	019-611-1110
G・S・M	（同）社会福祉事業G・S・M	028-3621	矢巾町大字広宮沢第10地割512番地20	019-601-2325
盛岡杉生園	（社福）自立更生会	020-0133	盛岡市青山四丁目9番40号	019-648-3121
盛岡アビリティセンター	（社福）自立更生会	020-0133	盛岡市青山四丁目9番1号	019-647-6996
わ〜くす城南	（社福）千晶会	020-0884	盛岡市神明町8-4	019-621-1215
クローバース・ピア盛岡南	（社福）信和会	020-0835	盛岡市津志田南三丁目2番2号	019-681-1758
とんかんカナン事業所	（社福）カナンの園	020-0836	盛岡市津志田西二丁目16番地91号	019-681-3004
ファーム仁王	（特非）フラット寺町	020-0016	盛岡市那須川町18番地5号	019-654-4560

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
一般社団法人ドリームファーム	(一社) ドリームファーム	020-0403	盛岡市乙部30地割72番地1	019-601-6315
多機能型事業所ちゃちゃまる	(同) アースプロジェクト	020-0837	盛岡市津志田町二丁目4番11号	019-681-9292
笑光安庭事業所	笑光(株)	020-0824	盛岡市東安庭一丁目2番27号	019-656-8066
福祉バンクグッドウィルセンター	(社福) 盛岡市民福祉バンク	020-0885	盛岡市紺屋町2番9号	019-652-0879
地域生活支援センター「歩夢」	(社福) 岩手県社会福祉事業団	020-0114	盛岡市高松三丁目7番33号	019-662-6852
あすなろ園産直羽場店	(社福) 手をつなぐ	020-0841	盛岡市羽場16地割63番地	019-638-3055
つどい	(株) アスレクト	020-0866	盛岡市本宮字小林57番地5	019-681-0277
生学舎アダージョ	(特非) いわて高次脳機能障害 友の会イーハトーヴ	020-0816	盛岡市中野一丁目1番26号	019-652-1137
のびやか丸	(社福) いきいき牧場	020-0812	盛岡市川目6-93-4	019-666-2322
優	(一社) 新しい風	020-0864	盛岡市西仙北一丁目16番26号	019-656-1393
めだかの園	(有) いわてにっかコミュニティ企画	020-0403	盛岡市乙部31地割13番地1	019-675-1199
風の又三郎	(特非) ハートピュア盛岡	020-0117	盛岡市緑が丘三丁目20番56号	019-662-6699
就労継続支援多機能型事業所 七 彩	(一社) 北斗七星	020-0811	盛岡市川目21番35号	019-653-8855
鉈屋町ベース	(株) RyuPlus	020-0827	盛岡市鉈屋町16番14号	019-601-5463
盛岡書房	(株) 盛岡書房	020-0866	盛岡市本宮一丁目9番12号	019-681-3971
Pachira	Nearly equal(株)	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通8番19号	090-7710-2616
さーち・らいと	(同) サーチャイト	020-0883	盛岡市志家町2番6号 クリナーレ志家町102A号	019-656-6071
ONE BASE	(株) One	020-0034	盛岡市盛岡駅前通15番18号	080-3483-1472
「1」	(社福) みやま会	020-0611	滝沢市巣子1197-19	019-688-0180
クール	(一社) クール	025-0033	花巻市太田64-184	0198-41-3881
はなしずく	(株) ひとしずく	025-0016	花巻市高木16地割98番地2	0198-33-1026
松風園	(社福) 岩手県社会福祉事業団	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林7-46-3	0198-45-3016
ワークステージ銀河の里	(社福) 悠和会	025-0013	花巻市幸田4-116-1	0198-32-1788

●就労定着支援一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
ワークセンターむろおか	(社福) 新生会	028-3625	矢巾町大字室岡12-124	019-697-6856
となんカナン事業所	(社福) カナンの園	020-0836	盛岡市津志田西二丁目16番地91号	019-681-3004
就労定着支援事業所よもや	(株) ヨモヤ商店	020-0032	盛岡市夕顔瀬町4番4号	019-601-2590
チャレンジドジャパン盛岡セン ター	(株) チャレンジドジャパン	020-0021	盛岡市中央通一丁目7-35 コアフィールドモリオカ4階	019-656-1622
アイエスエフネットジョイ盛岡事 業所	(株) アイエスエフネットジョイ	020-0034	盛岡市盛岡駅前通15番18号 ラヴィ4階	019-604-7132

●療養介護一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター	(独行)国立病院機構盛岡医療センター	020-0133	盛岡市青山一丁目25-1	019-647-2195
(独行)国立病院機構花巻病院	(独行)国立病院機構花巻病院	025-0033	花巻市諏訪500番地	0198-24-0511
(独行)国立病院機構釜石病院	(独行)国立病院機構釜石病院	026-0053	釜石市定内町4-7-1	0193-23-7111
みちのく療育園メディカルセン ター	(社福) 新生会	028-3623	矢巾町大字煙山第24地割1番	019-611-0600

●施設入所支援事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 新生園	(社福) 新生園	028-3625	矢巾町室岡第12地割125番地	019-697-6831
障害者支援施設 第二新生園	(社福) 新生園	028-3617	矢巾町太田第17地割54番地	019-697-8011
障害者支援施設 岩手県立療育センター	岩手県	028-3602	矢巾町大字藤沢2-29-1	019-601-2777
障害者支援施設 太田の園	(社福) 千晶会	020-0053	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-3366
障害者支援施設 緑生園	(社福) 岩手更生会	020-0854	盛岡市上飯岡2地割51番地3	019-639-6170
指定障害者支援施設 岩手ワークショップ	(社福) 岩手県身体障害者福祉協会	020-0117	盛岡市緑ヶ丘二丁目4番60号	019-661-7389
みたけの杜	(社福) 岩手県社会福祉事業団	020-0633	滝沢市穴口203-4	019-641-0205
瑞雲荘	(社福) 千慈会	020-0778	滝沢市大釜吉水85番地3	019-684-1621
障害者支援施設 うぐいすの郷	(社福) 康済会	020-0572	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
萩の江	(社福) 方光会	024-0334	北上市和賀町藤根14地割144番地15	0197-71-7066
やさわの園	(社福) 岩手県社会福祉事業団	020-0014	花巻市高松第7地割143	0198-31-2020
ルンビニー苑	(社福) 光林会	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-2706
松風園	(社福) 岩手県社会福祉事業団	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林7-46-3	0198-45-3016
一関リハビリセンター	(社福) 仁愛会	021-0901	一関市真柴字榎木立46番地15	0191-21-3225
つつじ	(社福) 岩手県社会福祉事業団	028-5133	一戸町中山字軽井沢139番地1	0195-35-2191

●短期入所事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
ショートステイ陽だまり	(株)大坊	020-3317	紫波町南日詰字小路口43-1	019-613-8128
短期入所Marry	(特非) 紫波さぶり	028-3306	紫波町日詰西3-5-8	019-681-8848
新生ホーム短期入所	(社福) 新生会	028-3301	紫波町中島字下竹林4番地5	019-611-1199
新生園	(社福) 新生会	028-3625	矢巾町室岡12-125	019-697-6831
障害者支援施設 第二新生園	(社福) 新生会	028-3617	矢巾町大字太田第17地割54番地	019-697-8011
みちのく療育園メディカルセンター	(社福) 新生会	028-3623	矢巾町大字煙山第24地割1番	019-6901-0600
岩手県立療育センター	岩手県	028-3602	矢巾町大字藤沢2-29-1	019-601-2777
元気丸	(社福) いきいき牧場	020-0812	盛岡市川目第6地割93番4	019-666-2323
カラフル	(社福) いきいき牧場	020-0823	盛岡市門二丁目25番10号	019-601-6172
緑生園	(社福) 岩手更生会	020-0854	盛岡市上飯岡2地割51番地3	019-639-6170
てしろもりの丘よつば短期入所事業所	(社福) 岩手県社会福祉事業団	020-0401	盛岡市手代森6地割10番地6	019-613-9721
風の又三郎	(特非) ハートビュア盛岡	020-0117	盛岡市緑が丘三丁目20番56号	019-662-6699
瑞雲荘短期入所事業所	(社福) 千慈会	020-0778	滝沢市大釜吉水96番地1	019-684-1621
松風園	(社福) 岩手県社会福祉事業団	020-3171	花巻市石鳥谷町中寺林7-46-3	0198-45-3016
ルンビニー苑	(社福) 光林会	020-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-2706

●グループホーム事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
地域生活援助事業所 じゅげむ	（特非）ムーヴメント	028-3301	紫波町高水寺字古屋敷120-13	019-676-6666
共同生活事業所「じゃんぷ」	（社福）岩手県社会福祉事業団	028-3309	紫波町北日詰字白旗138番地6号	019-601-9001
グループホームMarry	（特非）紫波さぶり	028-3305	紫波町日詰西3丁目5番8	019-681-9630
共同生活介護等事業所 新生ホーム 中島ホーム	（社福）新生会	028-3301	紫波町中島字下竹林1番地3	019-676-3335
共同生活介護等事業所 新生ホーム 第二中島ホーム	（社福）新生会	028-3301	紫波町中島字下竹林4番地5	019-613-7766
グループホームTSUBASA紫波	（株）シャイニングライフ	028-3303	紫波町高水寺字大坊21番地11	019-681-8657
共同生活介護等事業所 新生ホーム 室岡ホーム	（社福）新生会	028-3625	矢巾町大字室岡12-70-9	019-611-1199
いちばん星みつた	（特非）ふるさと福祉会	028-3615	矢巾町大字南矢幅第14-15-74	019-697-6312
フォレストハウス矢巾	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割186番6	019-698-1530
フォレストハウス矢巾Ⅲ号館	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割61-1	019-698-2777
フォレストハウス矢巾Ⅴ号館	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割23番1	019-698-1530
グループホーム希望の芽矢巾	セイコーメディカルシステム（株）	028-3603	矢巾町西徳田第3地割27-11	019-681-8781
グループホームソレイユ	（株）風和璃	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目1-9	019-681-7027
クローバーの家	（社）いきいき牧場	020-0823	盛岡市門二丁目25番10号	019-601-6172
キックオフ	（社福）岩手更生会	020-0854	盛岡市上飯岡2地割51番地3緑生園内	019-639-6170
Dreamハウスすずらん	（一社）白仙会	020-0831	盛岡市三本柳13地割16番地4	019-681-0309
アースリーホーム	一般社団法人アースメイト	020-0873	盛岡市松尾町18番10号	019-681-9173
グループホームLaVie茶畑	（同）アングラン	020-0822	盛岡市茶畑一丁目13番17号	080-5562-5650
共同生活援助事業所 シオン	（株）地の塩モーリオ	020-0114	盛岡市高松四丁目7番27号	019-601-5095
ジャスミン館	社会医療法人みやま会	020-0114	盛岡市高松四丁目20番40号	019-661-2685
HANA事業所	（社福）カナンの園	020-0114	盛岡市高松四丁目15番31号	019-663-5857
ソーシャルインクルーホーム盛岡緑が丘	ソーシャルインクルー（株）	020-0117	盛岡市緑が丘一丁目4番26号	019-658-9604
わおんグループホーム小鳥沢	社福サポート（株）	020-0104	盛岡市小鳥沢一丁目17番7号	019-656-0321
あそしえ盛岡	アソシエホールディングス（株）	020-0864	盛岡市西仙北一丁目8番12号	019-656-0750
障がい者グループホーム ひとしずく	（株）ひとしずく	025-0063	花巻市下小舟渡237番地4	080-6029-7950
共同生活援助「グループホーム・姫神山」	（有）西部産業	028-7113	八幡平市平笠第9地割76番地1	0195-75-2520
共同生活事業所みたち	（社福）岩手県社会福祉事業団	020-0633	滝沢市穴口478番地16	019-601-7104
共同生活援助事業所こもれび	（一社）いわてひだまり農園	020-0621	滝沢市大崎250番地25	019-601-8133
ナナ・ナー・モエ	（株）サンメディカル	020-0503	雫石町七ツ森164番地25	019-692-6127
共同生活介護「美空」事業所	（社福）カナンの園	028-5133	一戸町中山字大塚77番地1	0195-35-3844
はやぶさ	（社福）ゆきわり会	038-0003	青森市石江一丁目21番地5	017-763-5221

●児童発達支援・放課後デイサービス事業所一覧（紫波郡内及び近年実績がある事業所）

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
岩手県立療育センター「かがやき」	岩手県	028-3609	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777
みちのく療育園	（社福）新生会	028-3623	矢巾町煙山24-1	019-611-0600
桜の園	（NPO）ふる里福祉会	028-3623	矢巾町大字煙山1地割57番地8	019-697-0022
多機能型事業所とくたん	（NPO）ムーヴメント	028-3603	矢巾町大字西徳田第6地割147番地6	019-656-6727
SMILE HOUSE にこにこ	レスポンスアビリティ合同会社	028-3601	矢巾町高田15地割8番地1	019-613-9737
放課後等デイサービスセンター「いちご園」	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割339番地	019-698-2840
放課後等デイサービスセンター「第二いちご園」	（社福）いちご会	028-3614	矢巾町大字又兵工新田第5地割303番地	019-656-7570
放課後等デイサービス TeRAKOYA	特定非営利活動法人ふる里福祉会	028-3615	矢巾町南矢巾第13地割48番地8	019-601-6761
放課後等デイサービス事業所 とくたんにし	特定非営利活動法人ムーヴメント	028-3603	矢巾町大字西徳田第5地割77番地8	019-681-1321
放課後等デイサービスセンター「第三いちご園」	（社福）いちご会	028-3615	矢巾町南矢幅7-451	019-697-3141
Free Space ソルド	株式会社 ソルド	028-3601	矢巾町高田第11地割35番地4	019-613-5616
放課後等デイサービス陽だまり	株式会社 大坊	028-3317	紫波町南日詰字箱清水3番地15	019-676-5810
めだかの児童デイ 2号館	有限会社いわてにっかコミュニティ企画	020-0403	盛岡市乙部30地割78-9	019-681-7414
児童デイサービス はびてい	（株）ハビティ	020-0401	盛岡市手代森14-2-86	019-681-7685
児童発達支援事業所 いるか教室つしだ	（社福）盛岡市社会福祉事業団	020-0835	盛岡市津志田西2丁目19-58	019-601-5400
児童デイサービス スケッチブック	有限会社 フレンドリー	020-0851	盛岡市向中野3丁目17番10号	019-635-5226
Ambiデイ教室（仙北教室）	株式会社スカイファーマ	020-0861	盛岡市仙北2丁目13番16号	019-601-3882
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」花巻校	（株）クラ・ゼミ	025-0072	花巻市四日町一丁目4番21号	0198-41-4855
多機能型事業所ちゃちゃまる	合同会社アースプロジェクト	020-0835	盛岡市津志田中央三丁目22-17	019-681-3911
放課後等デイサービスみらいの風	社会医療法人智徳会	020-0401	盛岡市手代森9地割70番地1	019-696-2055
放課後等デイサービスGRIPキッズ盛岡本宮校	キッズ合同会社	020-0866	盛岡市本宮二丁目15番14号	019-613-7181
Ambiデイ教室（仙北駅前教室）	株式会社スカイファーマ	020-0861	盛岡市仙北二丁目2番25号	019-613-6363
アクティブキッズ	一般社団法人アクティビティいわて	020-0874	盛岡市南大通1丁目4-7-1	019-681-3858
児童デイサービスセンター「あっぷるばい」	岩手県社会福祉事業団	020-0401	盛岡市手代森6地割10番地6	019-613-9721
多機能型ステーション望紫波	セブンドット合同会社	028-3305	紫波町日詰字朝日田265-4	050-8882-8062
多機能型事業所いろいろ	株式会社ケアート	028-3102	花巻市石鳥谷町上ロー一丁目7番13	0198-41-3155

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
盛岡市立ひまわり学園	(社福) 盛岡市社会福祉事業団	020-0127	盛岡市前九年3-12-38	019-646-3977
児童発達支援センター イーハートアップ養育センター	(社福) 花巻市社会福祉協議会	025-0038	花巻市不動町一丁目1番地2	0198-21-3771
運動療育型児童デイサービスCREDO	株式会社CREDO	020-0121	盛岡市月が丘三丁目49番47号 1階	019-658-8677
はびるど	(株) ハビティ	020-0401	盛岡市手代森14地割9番25、26	019-601-7585
Ambiデイ教室(仙北第二教室)	株式会社スカイファーマ	020-0861	盛岡市仙北二丁目13番16号 オガサワラビル3階	019-601-3883
アクティブキッズ2	一般社団法人アクティビティいわて	020-0874	盛岡市南大通1丁目4-7-1	019-681-3858
まごっち	有限会社まごのて	020-0106	盛岡市東松園一丁目12-13	019-656-8158

●特定相談(計画相談) 支援事業所一覧(紫波郡のみ)

事業所名	法人名	郵便番号	住所	電話番号
障害者地域生活支援センター しんせい	社会福祉法人新生会	028-3614	矢巾町大字又兵工新田第6地割17番地2	019-697-3300
障がい者相談支援事業所「百万石」	社会福祉法人いちご会	028-3614	矢巾町大字又兵工新田第5地割339番地	019-698-2301
相談支援事業所さぶり	特定非営利活動法人紫波さぶり	028-3305	紫波町日詰字中新田226-1	080-9010-8943
相談支援事業所 ムーヴメント	特定非営利活動法人 ムーヴメント	028-3603	矢巾町大字西徳田第6地割147番地14	019-681-1321
こん総合福祉相談所	特定非営利活動法人あい福祉サービス	028-3601	矢巾町大字高田第12地割42番地	019-681-0190
にこnico相談支援事業所	レスポンスアビリティ合同会社	028-3604	矢巾町東徳田9地割4番地1	019-681-3647

発行元 紫波町 生活部 健康福祉課 電話 019-672-2111

平成 4年 4月 (第 1刷初版)
平成 6年11月 (第 2刷改訂)
平成 8年10月 (第 3刷改訂)
平成11年 4月 (第 4刷改訂)
平成14年 4月 (第 5刷改訂)
平成15年 4月 (第 6刷改訂)
平成16年 4月 (第 7刷改訂)
平成17年 8月 (第 8刷改訂)
平成23年 4月 (第 9刷改訂)
平成24年 4月 (第10刷改訂)
平成25年 2月 (第11刷改訂)
平成26年 9月 (第12刷改訂)

平成28年 4月 (第 13 刷改訂)
平成29年 5月 (第 14 刷改訂)
平成30年 4月 (第 15 刷改訂)
平成31年 4月 (第 16 刷改訂)
令和 2年 4月 (第 17 刷改訂)
令和 3年 6月 (第 18 刷改訂)
令和 4年 6月 (第 19 刷改訂)
令和 5年 5月 (第 20 刷改訂)
令和 6年 5月 (第 21 刷改訂)
令和 7年 5月 (第 22 刷改訂)
令和 8年 6月 (第 23 刷改訂)